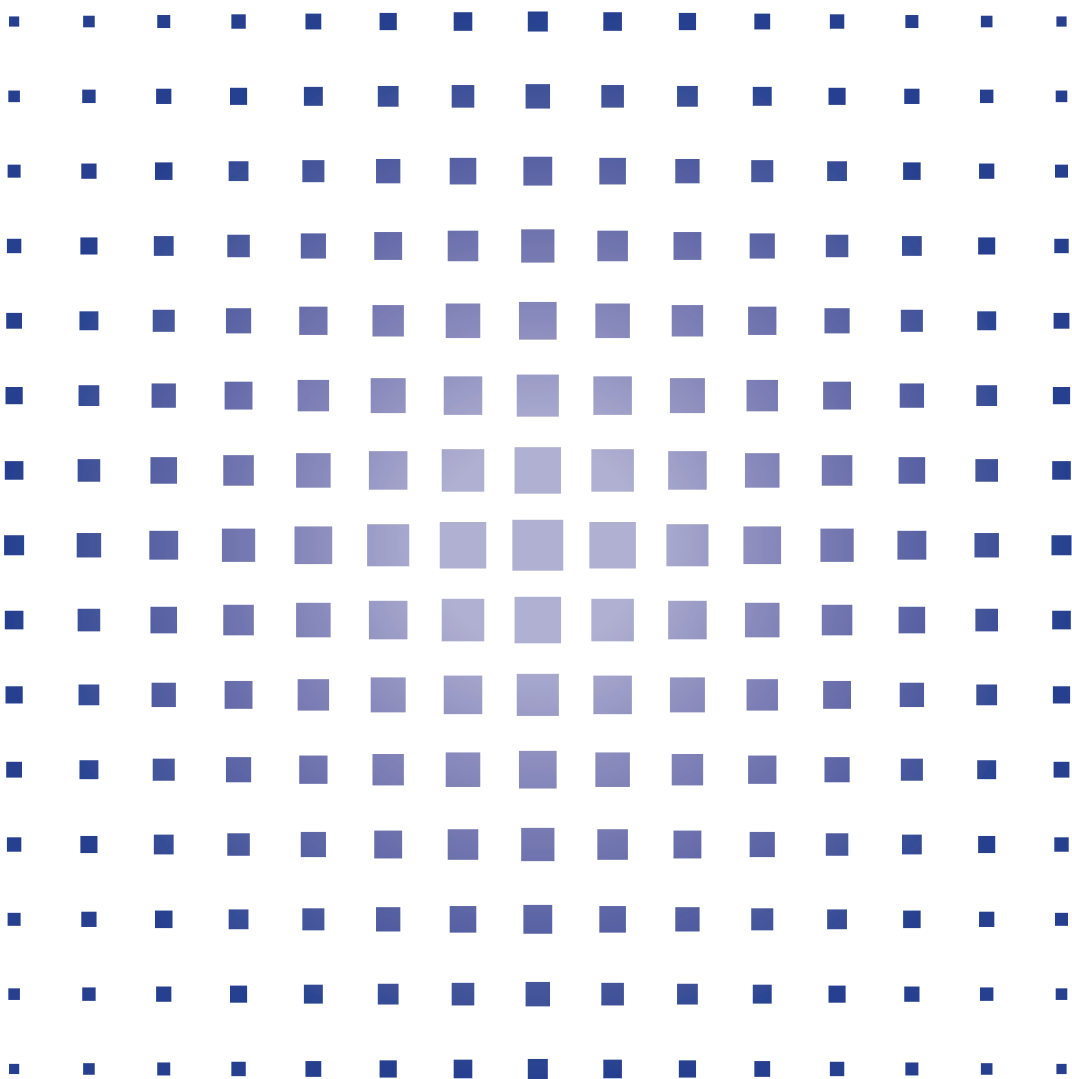


後期基本計画(総論)



第1章

後期基本計画の趣旨

本市を取り巻く時代の潮流は、人口の減少、急速な少子・超高齢社会の進展、国際化、高度情報化の進展、地球規模での環境問題など、大きな転換期にあり、これに伴い市民意識も個性や感性を重んずる傾向が強まり、多様な価値観が尊重され、ライフスタイルも多様化しています。

自治体の行財政運営では、厳しい財政状況下での地方分権の進展により、「自己決定」と「自己責任」のもと、評価や成果を重視した施策の展開が求められています。

本市では、平成17年の市町村合併以降、新市の一体感の醸成と均衡ある発展を最優先課題として取り上げ、総合計画前期基本計画に盛り込んだ施策を着実に推進してきたところでありますが、一方、その間には、世界的な金融・経済危機の発生、新興国の急速な経済発展、国の政策の大きな変化や地方分権の一定の進展など本市を取り巻く社会経済情勢は大きくかつ急速に変化してきております。

また、平成26年度末までの北陸新幹線開業を控え、交流・定住人口の拡大や魅力あるまちづくりなど、開業後を見据えた取り組みを具体的に推進していくことが求められています。

それに加えて、未曾有の大被害をもたらした東日本大震災を教訓とした地域防災計画の見直しなど、今後の富山市の発展に影響を及ぼすと思われる多くの課題に直面しています。

このため、時代の大きな変化に対応しながら、それぞれの地域における多彩な魅力を最大限に発揮できるまちづくりを進める必要があり、都市と自然が共生する活力ある富山市の創造を目指し、市民との協働を基本とした後期基本計画を策定するものです。



第2章

後期基本計画の位置づけ



総合計画基本構想は、本市のまちづくりにおける長期的かつ基本的な方向を示し、県都として、また、日本海側有数の中核都市として発展を遂げていくため、今後の目標を定め、これを実現していくための指針として位置づけしています。

後期基本計画については、基本構想に基づき、前期基本計画の成果と課題を検証し、本市の目指す都市像の実現に向けて、目標年度である平成28年度までの施策の方向性を明らかにするものです。

1 総合計画の構成

この総合計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」で構成します。

（１）基本構想

基本構想は、長期的な展望のもと、本市が目指す都市像とまちづくりの目標を定め、その目標を達成するための施策の基本的な方向を定めるものです。

（２）基本計画

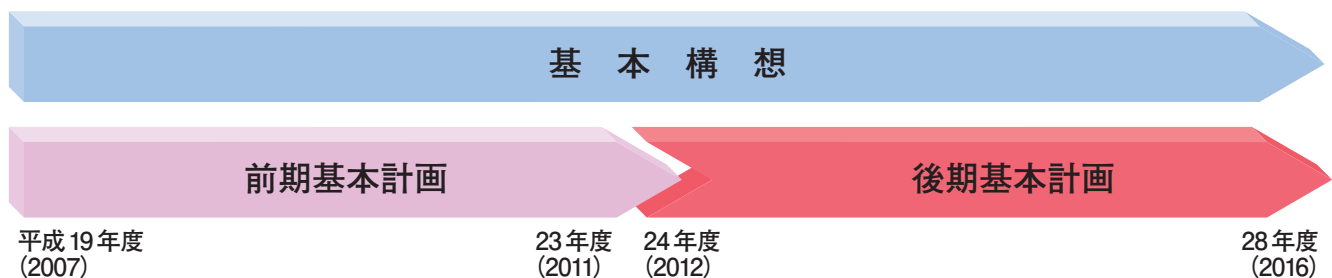
基本計画は、基本構想を具体化するための基本的な施策を体系的に明らかにするものです。

（３）実施計画

実施計画は、基本計画で定める施策を計画的に実施するため必要な事業を明らかにするものであり、社会・経済情勢などの変化に応じながら、施策の実効性の確保を図るため、毎年度策定するものです。

2 基本計画の期間

後期基本計画の期間は、初年度を平成24年度、目標年度を平成28年度とします。



本市が、合併によって引き継いださまざまな貴重な資源を大切にしながら、持続的に発展するためには、時代の潮流をとらえ、的確に対応していく必要があります。

このため、今日の時代潮流を特に次のようなものとしてとらえ、まちづくりを進めていきます。

1 人口減少と少子・超高齢社会の進行

出生率の低下などに伴い、人口が減少に転じるとともに、少子・超高齢社会の進行が、今後さらに加速していくものと予想されます。

人口が減少していく中で、高齢者や女性を含む多様な人材の能力が十分に発揮されないままでは、経済活動を維持していくための労働力の低下をもたらす、消費需要の減少などにより経済活力の減退が懸念されるほか、社

会保障給付の増加や制度を支える若い世代の負担増が顕在化してきており、税制や社会保障制度の抜本的見直しが喫緊の課題となっています。

また、団塊の世代の定年退職により、この世代が築き上げてきた熟練技術の継承が困難になるということが懸念されます。

このため、それぞれの人がもつさまざまな技術や能力が発揮できる社会、健康で生きがいをもてる社会、安心して子どもを生み育てることができる社会の実現を目指す必要があります。

2 日常生活における危機感の高まり

国内外において、台風や集中豪雨などの自然災害が多発し、また、人命に関わるさまざまな事件、事故が頻発

しています。

特に、東日本大震災を教訓として、地震・津波対策や原子力対策、自然エネルギー対策などについて、基本的な見直し・充実が求められています。

さらに、犯罪形態も凶悪化、複雑化しており、これらが住民の不安の増大につながっているものと思われます。

このような状況の中で、市民の安全と安心を確保することは、行政の基本的な責務であるとともに、経済・社会の持続的発展のための重要な基盤となります。

また、安全の確保のためには、市民一人ひとりが危機管理意識をもつとともに、市民、地域、企業、行政などが連携し、安全な社会の実現に向けたさまざまな活動を推進する必要があります。

3 グローバル化の進展と環境問題に対する地球規模での取り組み

近年、社会経済活動のグローバル化・ボーダレス化が急速に進展し、人・もの・資本・情報などの移動が多様かつ活発になり、世界単一市場化の流れが加速しつつあります。

さらに、世界的な企業間競争や国際競争の激化、国際分業の深化などが進む中で、アジアをはじめとした、安価な労働力と旺盛な購買力を持つ市場が急速に拡大しています。

このような中で、新産業の創出や付加価値の高い製品の開発、新分野への転換など、技術力の向上により国際競争力を高めることが求められています。

また、経済発展などに伴い、地球温暖化への対応や、エネルギーの安定的確保、食料の安定供給が世界的規模での重要な課題となっており、その解決のために、国際的枠組みづくりが急務となっています。

環境保全と経済活動の両立を図りつつ、脱温暖化社会を実現するためには、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出削減や森林の整備・保全などの取り組みを確実に実施するとともに、技術開発や市民レベルでの運動を展開するなど、環境・エネルギー問題に総合的に対処していく必要があります。

4 情報化の進展と知的・文化的価値観を尊重する社会の到来

情報化の進展により、時間的・地理的距離を超えて価値を共有する枠組み・連携が活発になっており、これに伴い、働き方、住み方、人のつながりなどの生活スタイルも大きく変化してきています。

また、知的価値の生産やその活用がより重視され、文化的な価値がより尊重される時代を迎えつつあります。

これまでの工業社会で必要とされていた、大量の均質な労働力ではなく、情報を活用し、総合的な発想力をもつ多様な個人が知的価値・文化的価値を生み出していくことになります。

このため、広い視野と豊かな創造性を持ち、時代の要請に的確かつ機動的に対応することができる人材の育成や、独創的・先端的な学術研究、芸術文化活動の推進を図る必要があります。

5 地方分権・構造改革・規制緩和の進展

地方分権改革については、いわゆる「地域主権改革関連3法」が平成23年4月に成立し、義務付け・枠付けが見直されたことに加えて、「国と地方の協議の場」が法制化されたところであり、今後、東日本大震災からの復旧・復興に向けた、国と地域が一丸となった取り組みや、今後の地方自治に関する諸課題を協議していく上で、極めて重要なものになると考えられます。

しかしながら、国と地方の役割分担や地方税財源の充実など、まだまだ多くの課題が残されています。

このような状況の中で、基礎自治体である市町村は、住民に最も身近な総合的な行政主体として自己決定・自己責任の原則のもと、これまで以上に自立性を高め、分権型社会の新しい行政システムを構築していくことが求められています。

今後、権限移譲などによる地域の知恵と工夫の発揮、成果を重視した政策への転換、さらには、自由な経済活動を活性化するための規制の見直し、行政の簡素化や透明性の確保に努めるなど、地域の自主的・自立的な取り組みのための環境整備などを進め、活力ある持続可能な地域づくりを推進することが必要です。

今後のまちづくりを進めるにあたり、その主要課題として、次に掲げる12項目を設定し、その対応に取り組んでいきます。

1 人口減少と少子化への対応

本市の人口は、減少傾向に転じ、年少人口も減少し続けていくと予測しています。少子化が進展し、人口が減少し続けると、地域の活力の低下を招くばかりではなく、現行の各種制度の維持が困難になります。

今後は、あらゆる分野において子どもを生み育てやすい環境の整備を図り、子どもたちの個性を尊重し、生きる力を育む教育の充実に努めるとともに、若者等の市外流出に歯止めをかけ、働き盛りの年代も含めた市内の定住、IUターンの促進、大都市圏等と本市の二地域居住による交流・定住人口の拡大など、人口が減少する時代の中にあっても一定程度の人口維持力を保持できるような総合力の高い施策を推進する必要があります。

2 超高齢社会への対応

本市の人口構成は、平成30年代には概ね総人口の3人に1人が65歳以上の高齢者になり、核家族化の進展により一人暮らしの高齢者も増加すると予測しています。

今後は、高齢者一人ひとりの生活が尊重され、住み慣れた地域で生涯にわたり健康で生きがいをもって暮らせる社会づくりを進める必要があります。

3 危機管理・防災対策

本市は、急峻な山々や大小の河川、活断層を有するとともに、市の一部が特別豪雪地帯に指定されており、浸水や地すべり、地震、津波などによる災害の発生が危惧されています。

今後は、東日本大震災を教訓として、これらの自然災害への防災・減災対策に加え、感染症の発生、危険物の流出、さらにはテロなどへの対応を含めた総合的な危機管理体制を整備する必要があります。

4 環境政策

本市の豊かな自然環境などを将来に継承し、さらには地球温暖化をはじめとする地球規模の環境問題に積極的に取り組む必要があります。

今後は、市民・事業者・行政が一体となって「もったいない」の心がけによりエネルギー資源の無駄をなくすため、リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リ

サイクル（再生利用）を実践するとともに、新エネルギーの積極的な活用を図るなど、地球環境の保全に向けた活動を展開していく必要があります。



5 森林政策

本市の面積の約7割は森林が占めていますが、林業の衰退により森林荒廃が進み、土砂崩壊防止や水源の涵養、二酸化炭素の吸収など森林の果たす多面的な機能の低下が懸念されています。

今後は、森林の公益的機能の重要性について意識啓発を図り、森林を市民共通の財産として守り育てていく必要があります。

6 個性ある地域の発展と一体性の確保

本市には、海岸部から山岳地帯までの広大な市域に、それぞれの地域が受け継いできた豊かな自然、歴史・伝統文化があります。

今後は、これらの地域における多彩な魅力を発揮しながら、それぞれの地域が交流・連携し、それぞれの持つ特性を全市民共通の財産としていくことにより一体性を確保し、一層の発展につなげていく必要があります。

7 広域的な拠点性の向上

本市は、鉄道、道路、空港、港湾などの基盤整備が進んでおり、交通の要衝地となっています。

また、平成26年度末までに開業の北陸新幹線や富山高山連絡道路の整備、富山空港の機能充実により国内外との物流や交流人口の増加が見込まれる一方、いわゆるストロー現象の発生が懸念されています。

さらに、東日本大震災により、日本全体としてのリスク分散が指摘されている中で、今後は、「街の顔」となる富山駅周辺を整備するとともに、中心市街地では高次都市機能を一層集積させ、本市が太平洋側や首都圏地域の

代替機能を有することができるように、中核都市としての拠点性を高める必要があります。

一方、環日本海地域などとの交流を促進し、広域観光を推進するなど、産業や観光などの面で具体的かつ戦略的な取り組みを進めていく必要があります。

8 コンパクトなまちづくり

本市は、中心市街地の人口減少や、市街地の外延化などにより薄く広がった市街地を形成しており、このような人口が拡散した都市はさまざまな機能が非効率であるといえます。

今後は、市街地の拡散に歯止めをかけ、都心部やそれぞれの地域の生活拠点地区への人口集積を図り、生活に必要な都市の諸機能を集積させ、鉄軌道や幹線バスなどの公共交通の活性化を軸とした、歩いて暮らせるコンパクトなまちづくりを進める必要があります。

特に、歩行によるまちなかへの外出誘導は、中心市街地の活性化はもとより、健康の保持増進や医療費の削減効果が期待できることから、非常に重要であると考えています。

9 地域力の強化

本市には、住民組織、ボランティア団体、教育・文化団体など、地域で活発に活動している組織・団体が数多くあります。

今後は、東日本大震災を教訓として、これらの組織・団体をはじめとして、市民との協働により福祉や健康づくり、環境、防犯・防災などのさまざまな分野を担う人づくりや、家庭、学校、地域の連携をより深め、子ども

たちを健やかに育てるなど、地域全体で支えあう仕組みづくりを進め、地域の力を高める必要があります。

10 地域産業の活性化

本市では、「くすりの富山」として有名な医薬品製造・販売などの商工業や、稲作を中心とする農業、富山湾での水産業など、市民の暮らしを支えるさまざまな産業が発展してきました。

今後は、これらの基盤産業の発展を図るとともに、多様な担い手の確保、企業立地の促進や新たな産業の育成にも努め、地域産業を活性化する必要があります。

11 富山の魅力の発信

本市には、海・川・森・山などの豊かな自然環境があり、これらに育まれた魚介類や農産物をはじめとする特産品や食文化、さらには、歴史・伝統文化など多様な資源があります。

今後は、市民一人ひとりがこれらの資源に誇りを持ち、守り育てるとともに、国内外にその魅力を発信する必要があります。

12 効率的な行財政運営

本市の財政状況は、市税収入をはじめとした歳入の伸びが期待できない一方、扶助費や公債費などの義務的経費が増加するため、今後も極めて厳しい状況が続くと見込まれます。

今後は、行政改革や事務事業の見直しを徹底して行うなど、財政の健全性を維持しつつ、成果を重視した効果的かつ効率的な行政運営を進めていく必要があります。

第6章 基本指標

第1節 人口の見通し

1 総人口・年齢別人口

（1）総人口

本市の総人口は、国勢調査の結果では、平成17年の421,239人から平成22年の421,953人（平成22年国勢調査人口確定値（平成23年10月））と微かながら増加しました。

今後は減少に転じ、基本計画の目標年次に最も近い平成27年には、平成22年と比較して約9,000人減少し、約413,000人になると見込まれます。

（2）年齢3区分別人口

（年少人口）

年少人口（0～14歳）の総人口に占める割合は、平成17年では13.7%でしたが、長期的な出生数の減少傾向から、平成27年には約12%になることが予想されます。

（生産年齢人口）

生産年齢人口（15～64歳）についても、少子化の影響により、平成27年には約244,000人になるものと見込まれます。

生産年齢人口の総人口に占める割合は、平成27年には約59%になることが予想されます。

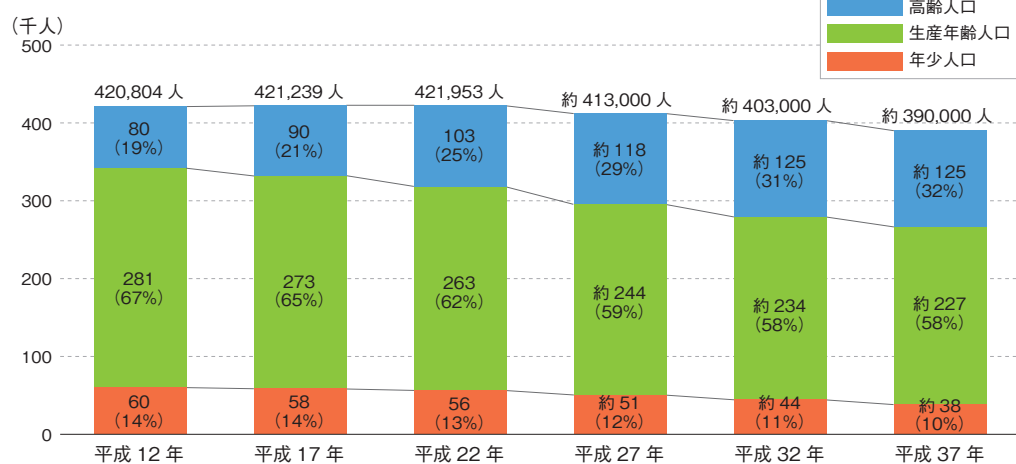
（高齢人口）

高齢人口（65歳以上）は、平均寿命の伸びなどにより、

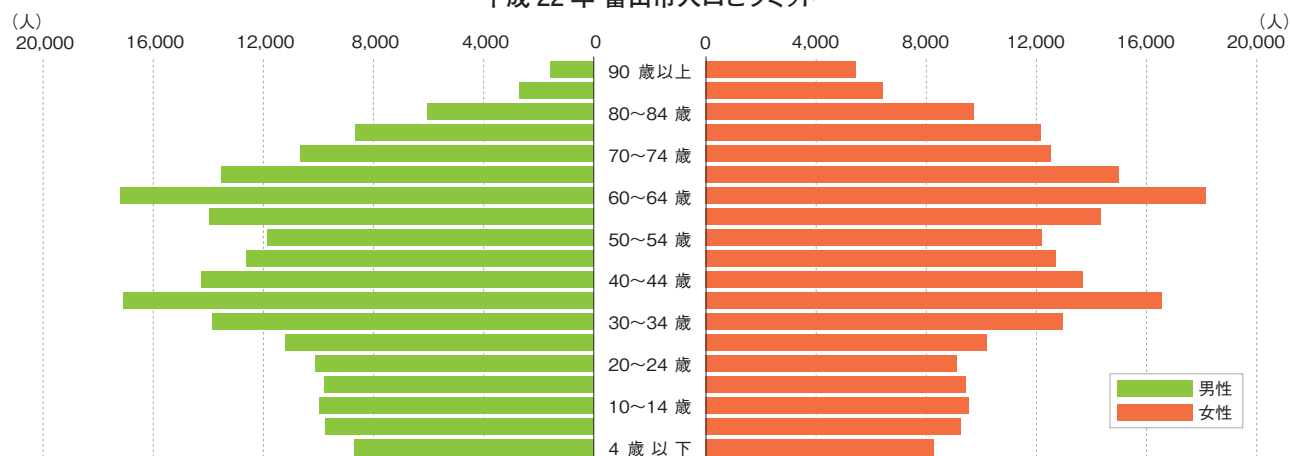
平成27年には約118,000人になるものと見込まれます。

高齢人口の総人口に占める割合は、平成17年では21.5%でしたが、平成27年には約29%となり、高齢化が一段と進むものと予想されます。

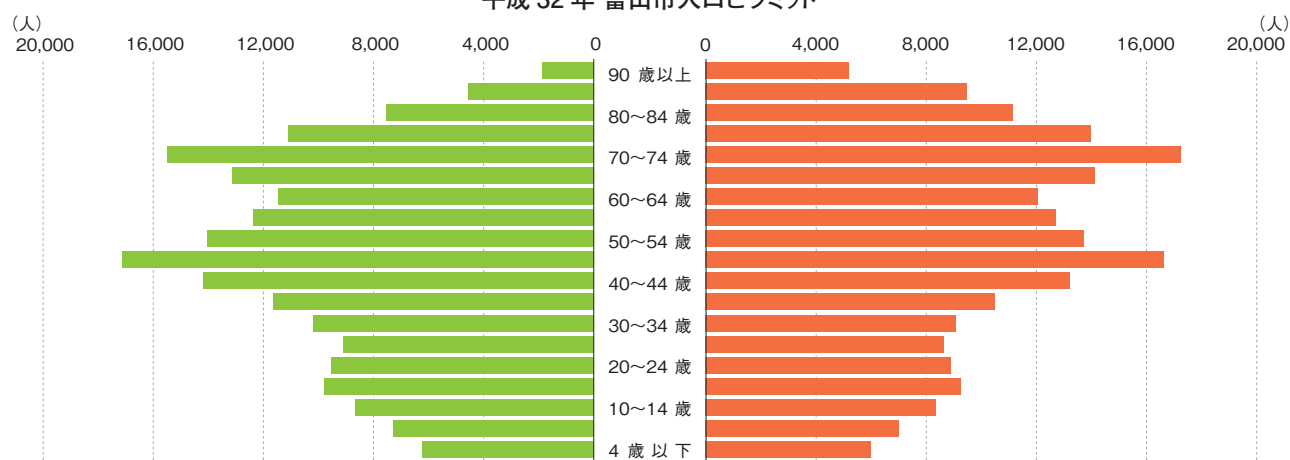
人口の推移と見通し



平成 22 年 富山市人口ピラミッド



平成 32 年 富山市人口ピラミッド



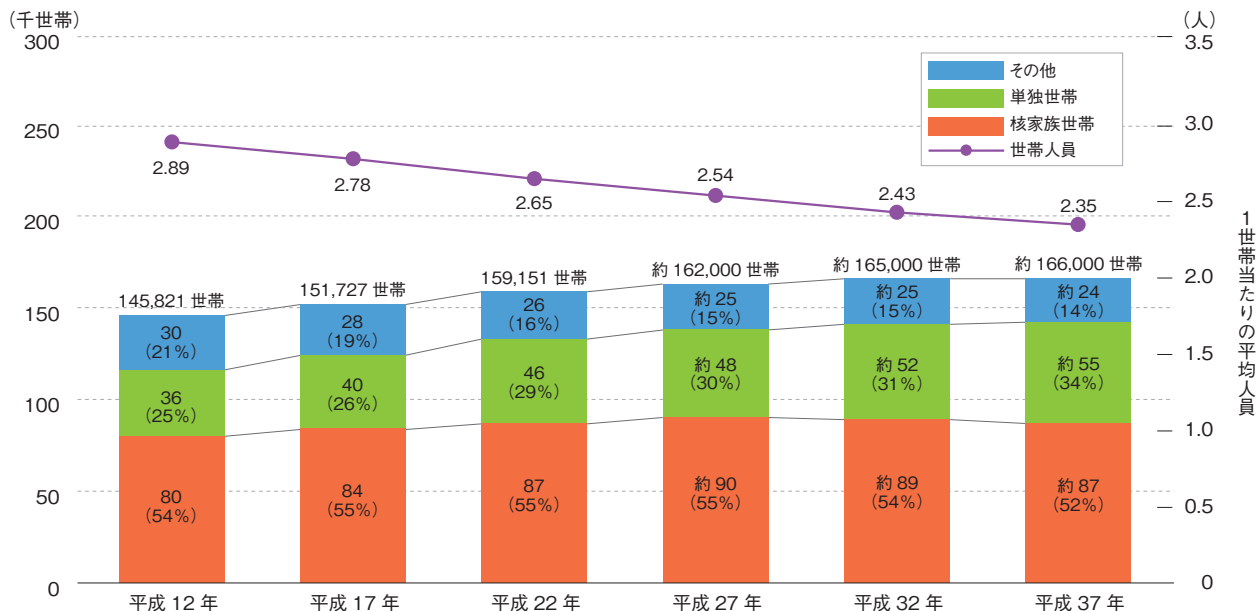
2 世帯数

世帯数は、平成22年には159,151世帯（平成22年国勢調査人口確定値（平成23年10月））で、一世帯当たりの平均人員2.65人でした。今後も、核家族化の進展や単独世帯の増加により、世帯数が増えていくものと予想され、平成27年には約162,000世帯になるものと推定されます。

その中でも特に高齢者の単独世帯が増加するものと予想されます。

また、一世帯当たりの平均人員は、平成27年には2.54人に減少するものと推定されます。

世帯数の推移と見通し



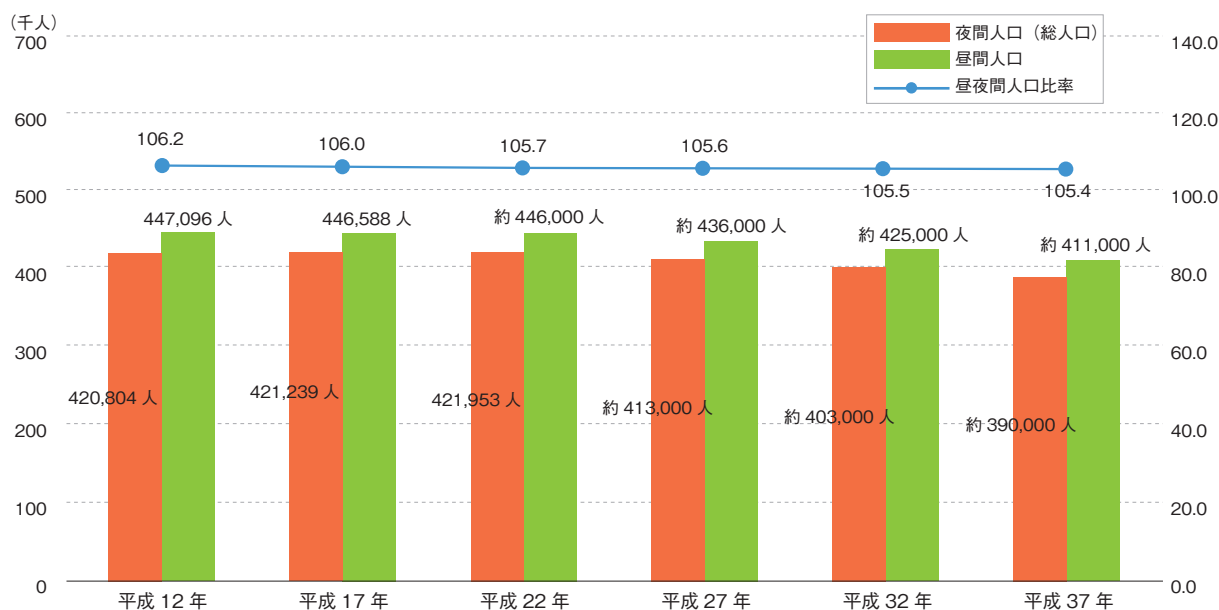
3 昼間人口

昼間人口は、平成12年をピークに減少に転じ、平成27年には約436,000人になると見込まれます。

一方、昼夜間人口比率（夜間人口（総人口）に対する

昼間人口の比率）については、今後も、現在と同程度の比率で推移するものと見込まれます。

昼間人口の推移と見通し

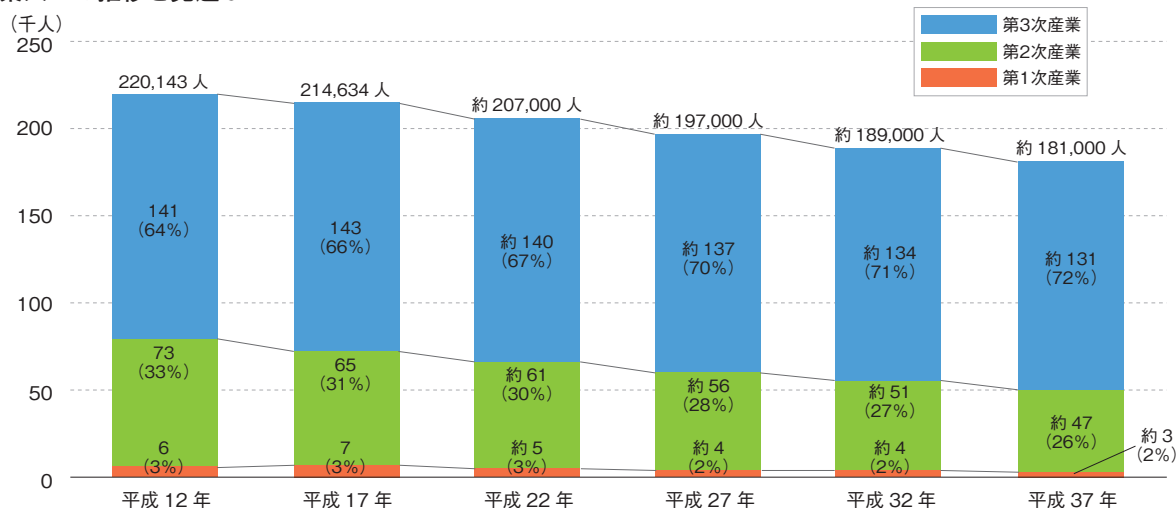


4 産業分類別人口

就業人口は、平成17年では214,634人でしたが、平成27年には約197,000人になり、すべての産業で減少が見込まれます。特に第1次産業では、平成17年の6,561人

から平成27年には約4,300人と約35%減少し、担い手や後継者不足などの問題がより一層深刻化するものと予想されます。

就業人口の推移と見通し



5 人口動態

本市の総人口は、国勢調査の結果では、平成17年の421,239人から平成22年の421,953人と微増しました。

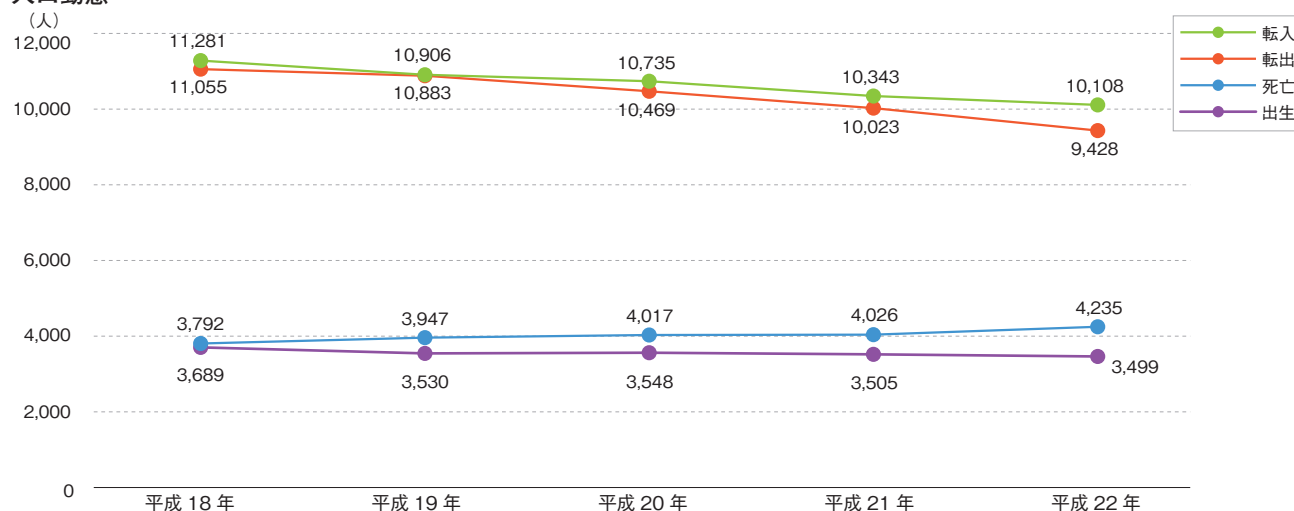
これは、次のとおり、富山市将来人口推計や国立社会保障・人口問題研究所の推計を上回っています。

- ・富山市将来人口推計（平成17年10月推計）
419,090人（▲2,863人）

- ・国立社会保障・人口問題研究所の推計（平成20年12月推計）416,735人（▲5,218人）

人口推計を上回った理由のひとつとして、次のとおり、平成20年以降、転入が転出を上回る「社会増」となっており、その差は拡大傾向にあるといえます。

人口動態



これらの人口の見通しについては、過去のトレンドに基づくものであり、富山市の政策目標や今後の施策の効果を見込んだものではありません。

後期基本計画では、時代の変化や要請に的確に対応し

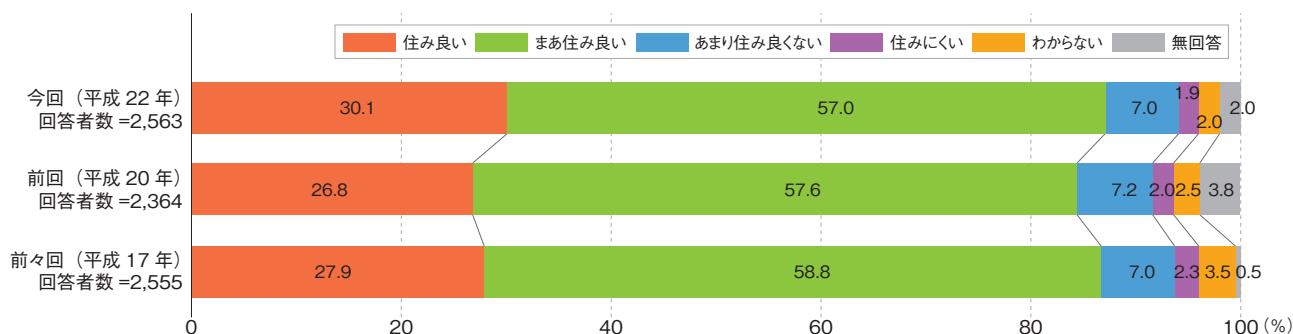
ながら、それぞれの地域における多彩な魅力を最大限に発揮し、人口が減少する時代の中にあっても一定程度の人口維持力を保持できるような総合力の高いまちづくりを進めていく必要があります。

第2節 市民意識調査

1 富山市の住みよさ

前回（平成20年）調査では、前々回（平成17年）調査に比べて、「住み良い」「まあ住み良い」と回答した人を合わせた割合と、「あまり住み良くない」「住みにくい」と回答した人を合わせた割合が、それぞれわずかに低くなっ

ていましたが、今回（平成22年）調査では、前回（平成20年）調査及び前々回（平成17年）調査と比較しても、「住み良い」と回答した人の割合が若干高くなり、「住みにくい」と回答した人の割合がわずかに低くなっています。



2 施策の満足度

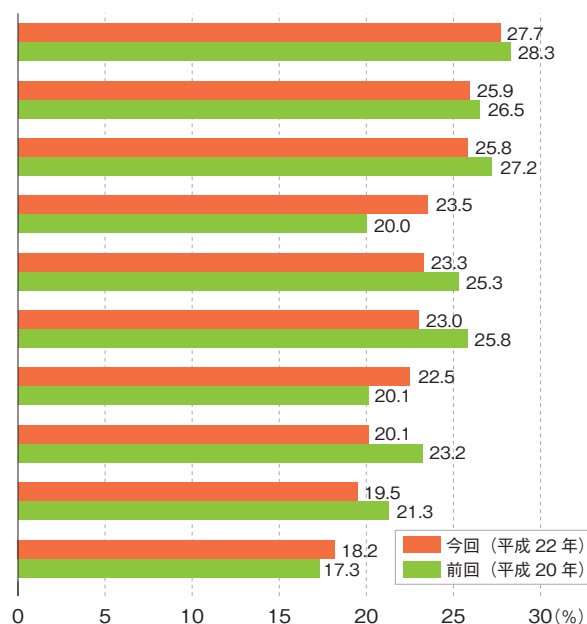
総合計画の62の施策について、市民の満足度を調査したところ、今回（平成22年）調査と前回（平成20年）調査を比較すると、「満足」の割合の高い施策の上位3位までに大きな変動はありませんが、前回（平成20年）調査では12位であった「安全で快適なまちづくり」が、今回（平

成22年）調査では4位に順位を上げています。

逆に「地域を結び生活を支える道路網の整備」（前回8位、今回14位）、「賑わいと交流の都市空間の整備・充実」（前回6位、今回15位）は順位を下げています。

『満足』（満足+ほぼ満足）1位から10位

- 1位 快適な生活環境づくり
(上下水道、動物愛護、地域の環境美化、墓地・斎場整備など)
- 2位 消防・救急体制の整備
- 3位 雪に強いまちづくり(除排雪体制強化など)
- 4位 安全で快適なまちづくり
(食品衛生、大気・水質等の環境保全対策など)
- 5位 健康づくり活動の充実
(健康情報の提供、健康相談・健康診査の充実など)
- 6位 公園・緑地の整備
- 7位 安全・安心な消費生活の推進
(食育や地産地消、食の安定供給など)
- 8位 スポーツ・レクリエーション活動の充実
(スポーツ教室・イベントの開催、体育施設の整備など)
- 9位 市民・企業・行政の協働による環境負荷低減への取り組み
(資源回収支援、ふるさと富山美化大作戦の実施など)
- 10位 学校教育の充実
(自主性や創造性を育てる教育、教育環境の整備、安心・安全な学校づくりなど)

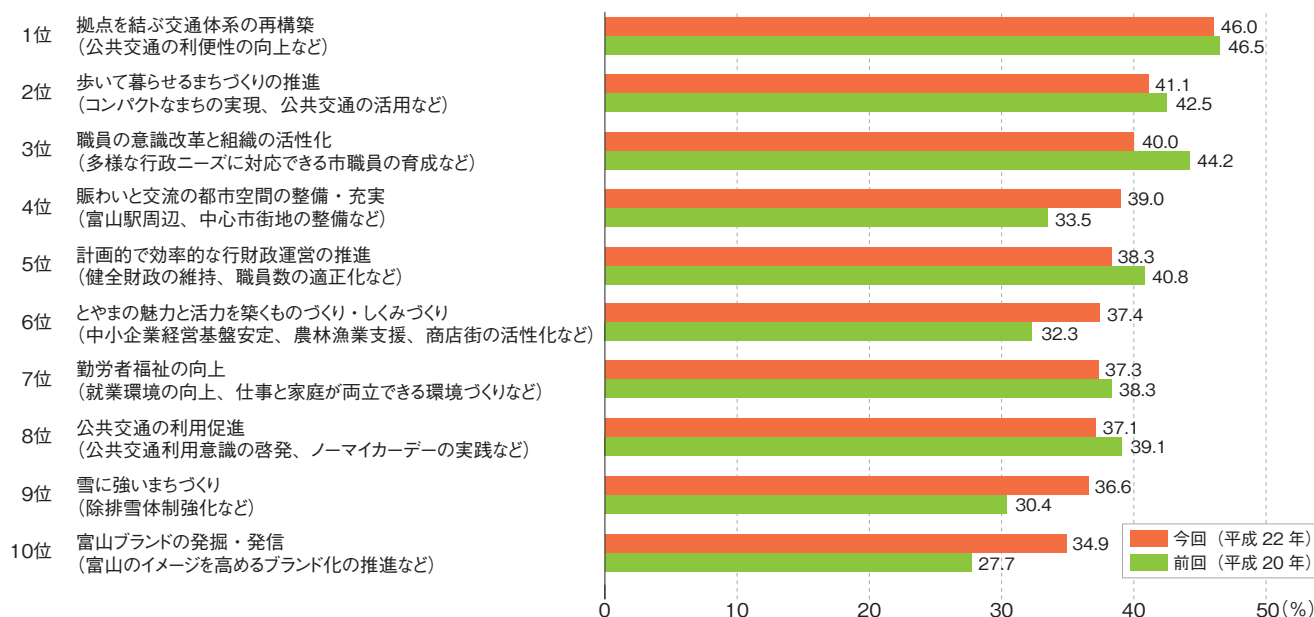


特に「不満」の順位が下がったものでは、「エネルギーの有効活用」（前回8位、今回21位）、「災害に強いまちづくり」（前回26位、今回49位）などがあります。

逆に「賑わいと交流の都市空間の整備・充実」（前回10

位、今回4位）、「とやまの魅力と活力を築くものづくり・しくみづくり」（前回12位、今回6位）などは順位を上げています。

『不満』（不満＋やや不満） 1位から10位



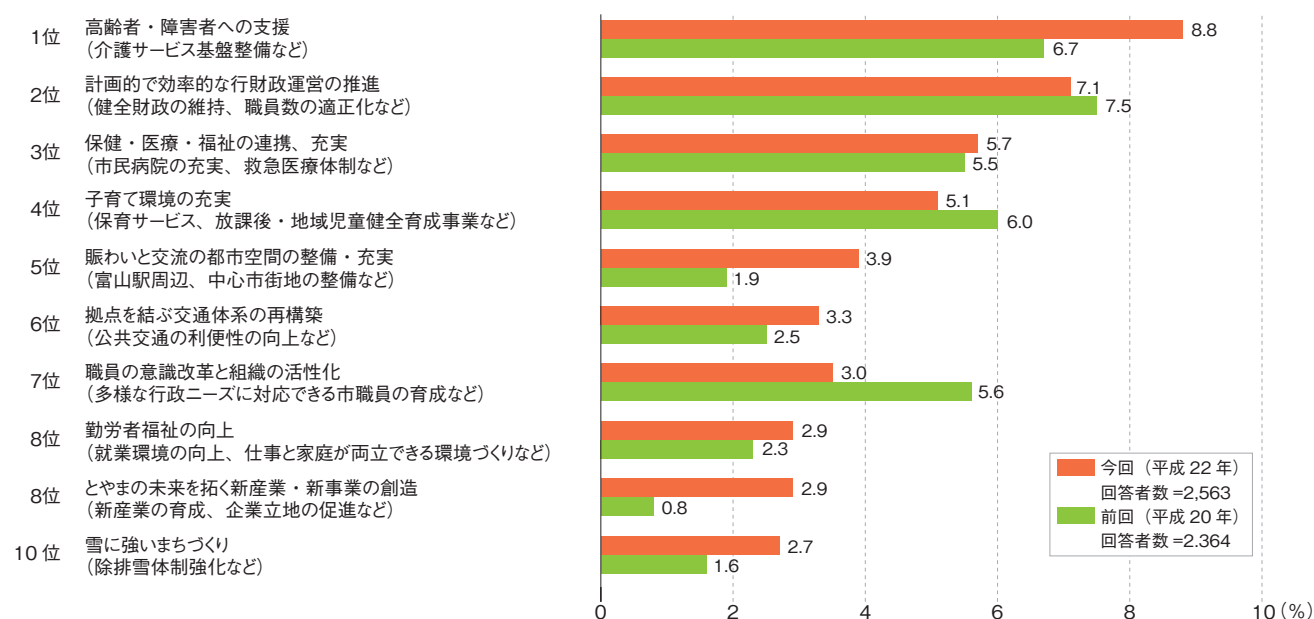
3 今後のまちづくりの重点

総合計画の62の施策のうち最も重点的に取り組むべき施策を調査したところ、「高齢者・障害者への支援」（前回2位、今回1位）、「賑わいと交流の都市空間の整備・充実」（前回15位、今回5位）、「とやまの未来を築く新産業・新事業の創造」（前回29位、今回8位）、「雪に強いまちづ

くり」（前回18位、今回10位）などは順位を上げています。

逆に、「職員の意識改革と組織の活性化」（前回4位、今回7位）、「一人ひとりが尊重される平和な社会づくり」（前回6位、今回15位）、「エネルギーの有効活用」（前回10位、今回28位）などは順位を下げています。

最も重点的に取り組むべき施策（1位から10位）



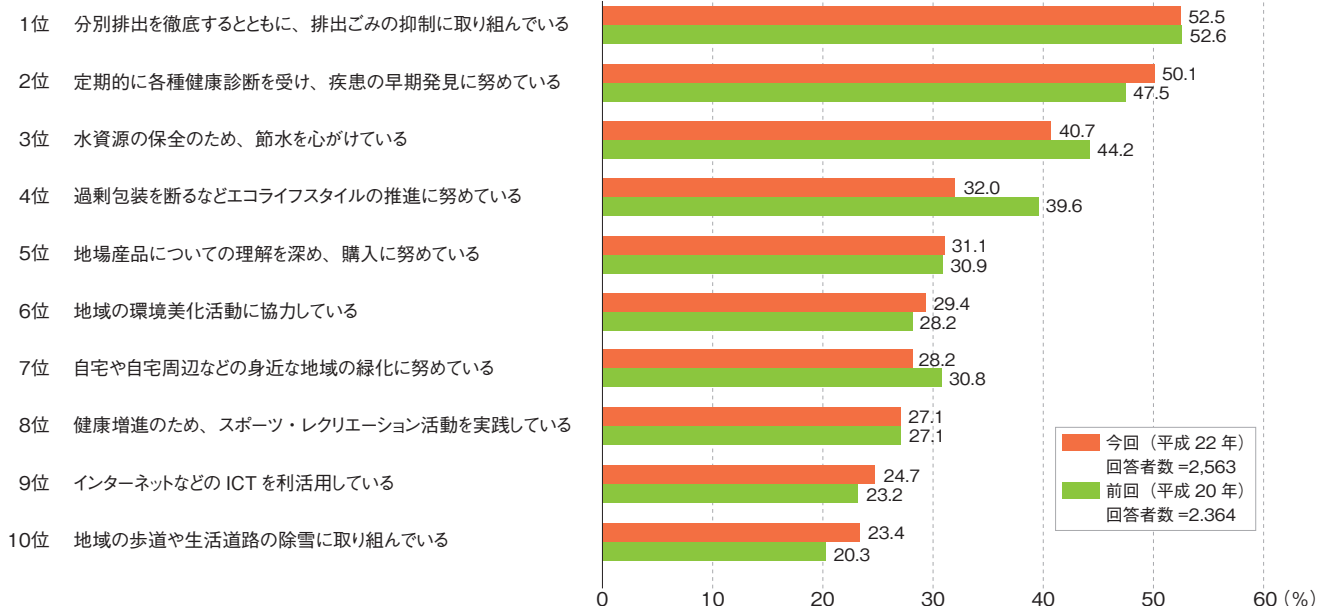
4 市民の普段の取り組み

市民が普段から行っている取り組みについて26項目の中から調査したところ、「ごみの分別排出と排出の抑制」「水資源の保全のための節水」「エコライフスタイルの推進」「地域の環境美化活動」「身近な地域の緑化」などが上位に挙げられ、環境に関して身近にできる取り組みが

多く行われています。

また、自らの健康維持に関する取り組みである「定期的な健康診断の受診」「健康増進のためのスポーツ・レクリエーション活動」も多く取り組まれています。

普段から行っている取り組み（1位から10位）

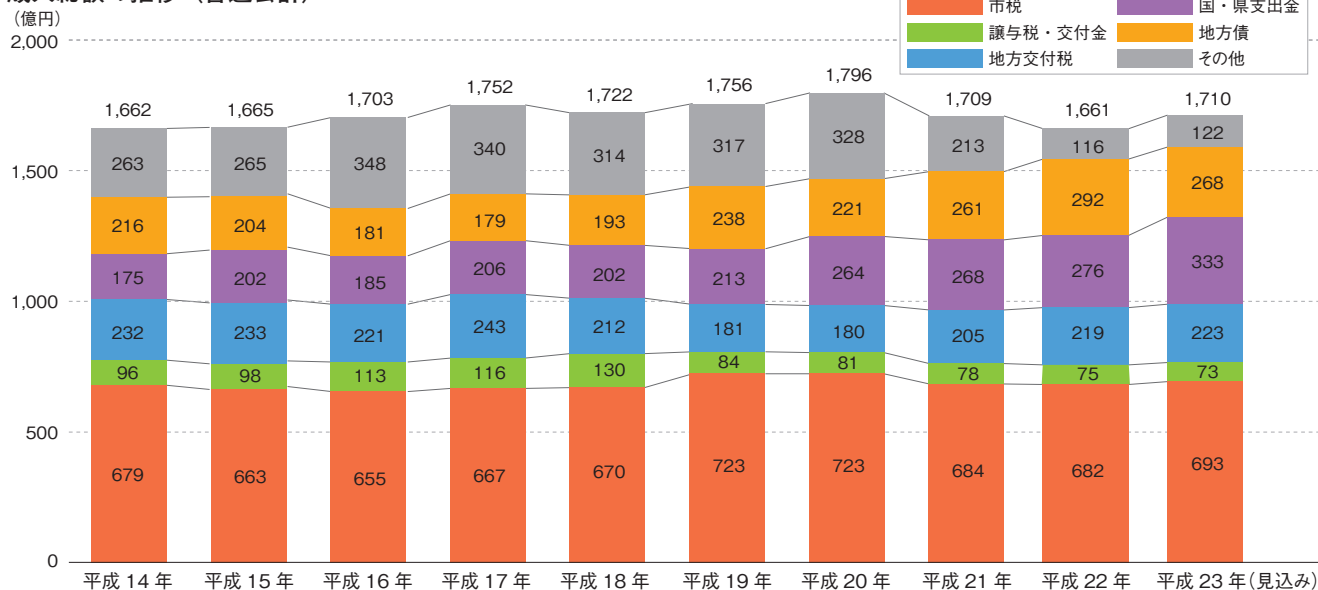


第3節 財政の状況

1 歳入総額の推移（普通会計）

市税及び地方交付税の大きな伸びは期待できません。また、市債が増加傾向にあります。

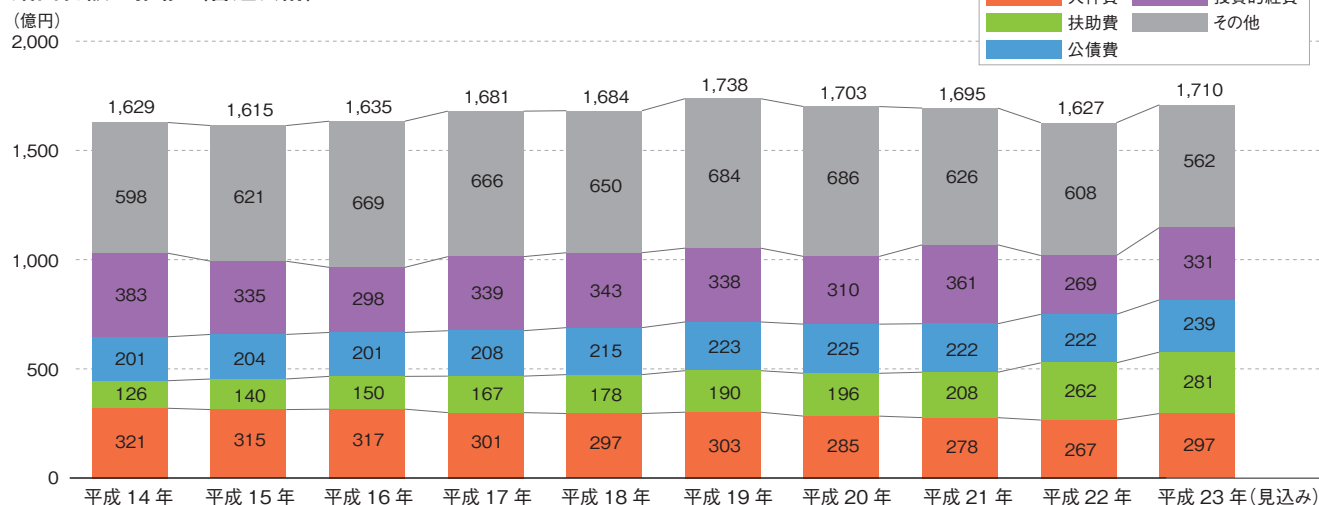
歳入総額の推移（普通会計）



2 歳出総額の推移（普通会計）

人件費は減少傾向にあります。補助費、公債費が増加しており、財政の硬直化が進んでいます。

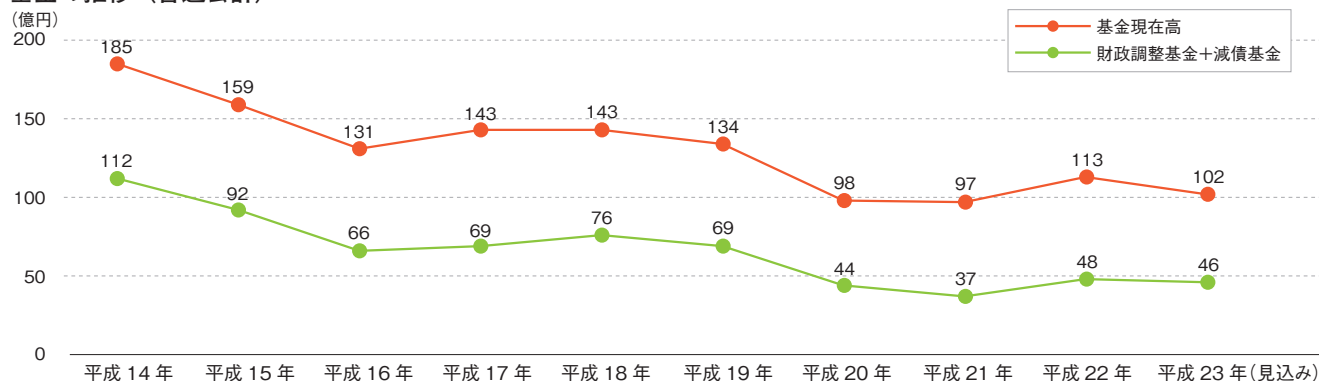
歳出総額の推移（普通会計）



3 基金の推移（普通会計）

基金は減少傾向にありましたが、近年は維持増加に努めています。

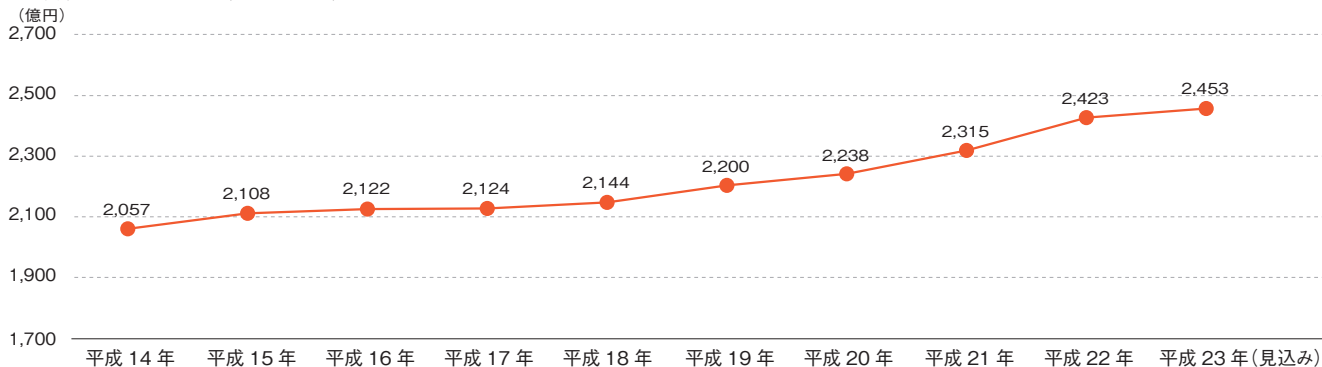
基金の推移（普通会計）



4 市債現在高の推移（普通会計）

市債現在高が増加傾向にあり、公債費の増加につながっています。

市債現在高の推移（普通会計）

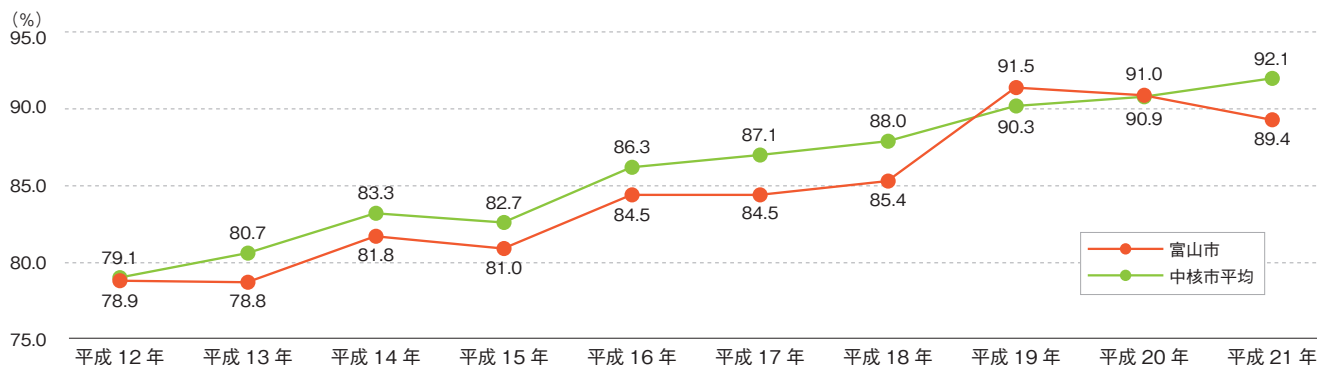


5 経常収支比率の推移

経常収支比率とは、財政構造の弾力性を判断するための指標であり、義務的経費（人件費、扶助費、公債費）をはじめとする経常経費に、地方税、地方交付税、地方譲与税を中心とする経常的な収入が、どの程度充当されて

いるかをみるものです。経常収支比率が年々上昇し財政の硬直化が進んでいますが、中核市平均も上昇しており、全国的な傾向といえます。

経常収支比率の推移

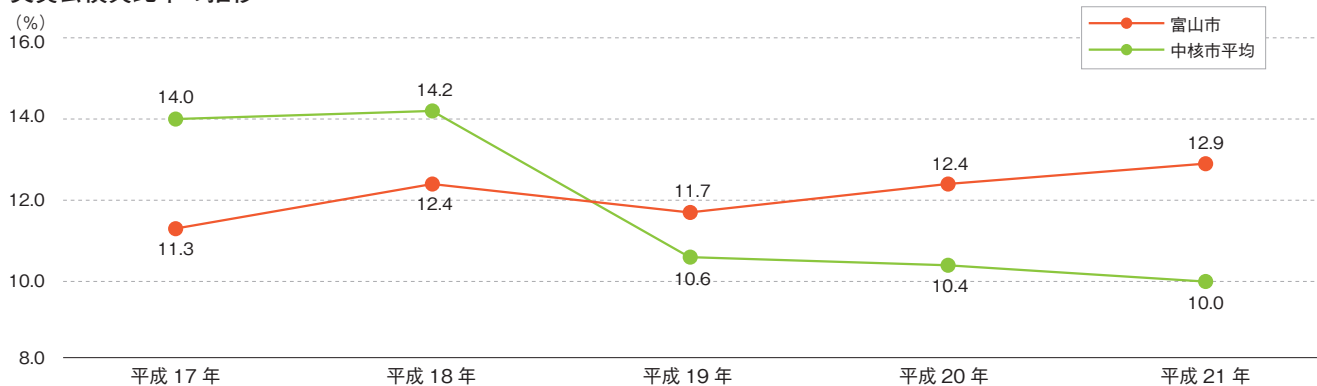


6 実質公債費比率の推移

実質公債費比率とは、公債費や公債費に準ずる経費を標準財政規模で除したものの3カ年の平均値で、公債費に

係る財政負担の程度を表す指標です。公債費の増加によって、実質公債費比率は、上昇傾向にあります。

実質公債費比率の推移



基本構想で示したまちづくりの主要課題に対応し、本市が目指す都市像「人・まち・自然が調和する 活力都市とやま」の実現に向け、目標とする5つのまちづくりを推進します。

基本理念 「共生・交流・創造」

まちづくりの主要課題

- 1 人口減少と少子化への対応
- 2 超高齢社会への対応
- 3 危機管理・防災対策
- 4 環境政策
- 5 森林政策
- 6 個性ある地域の発展と一体性の確保
- 7 広域的な拠点性の向上
- 8 コンパクトなまちづくり
- 9 地域力の強化
- 10 地域産業の活性化
- 11 富山の魅力の発信
- 12 効率的な行財政運営

都市像 人・まち・自然が調和する 活力都市とやま

まちづくりの目標

I 安心

人が輝き安心して暮らせるまち

II 安全

すべてにやさしい安全なまち

V 協働

新しい富山を創る協働のまち

III 潤い

都市と自然が調和した潤いが実感できるまち

IV 活力

個性と創造性に満ちた活力あふれるまち

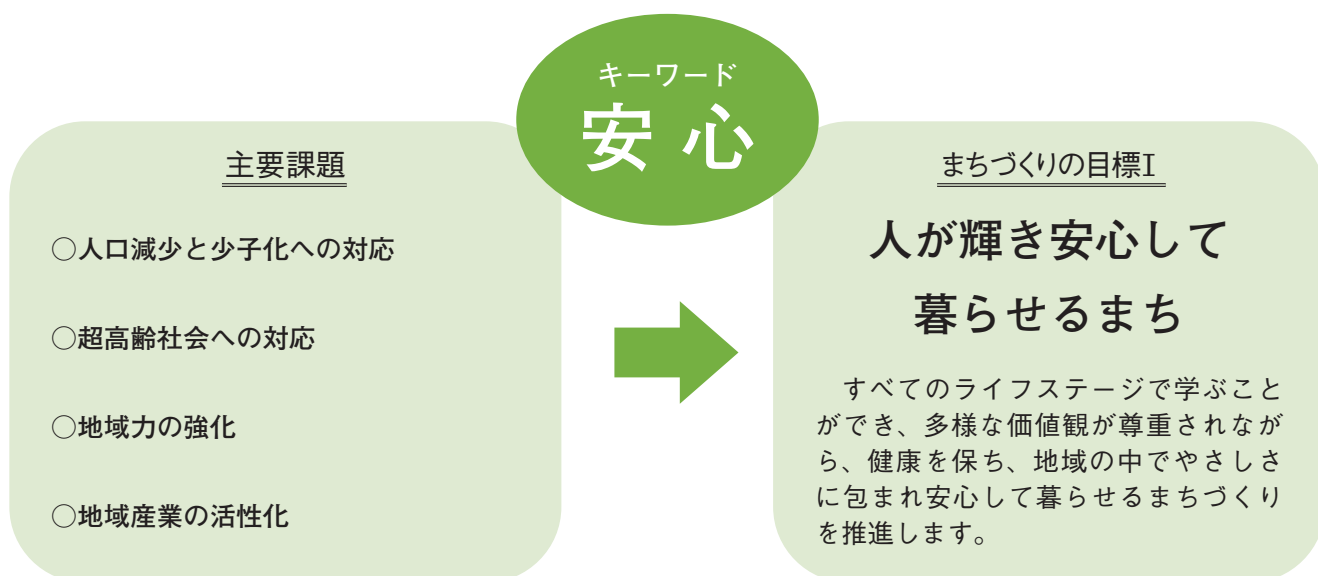
1 キーワード 安心

人口が減少傾向に転じ、年少人口も減少し続ける一方、高齢人口が増加し続け、平成32年には総人口の30%に達し、特にひとり暮らしの高齢者世帯が増加するものと見込まれます。

このことは、労働力人口の減少や地域におけるさまざま

まな活動の担い手不足につながる事が予想されます。

これらのことから、子育て環境の充実や学校教育・福祉の充実、働きやすい環境づくり、さらにはコミュニティの再生などにより、市民が健康で安心して暮らせるまちづくりを進めます。



2 キーワード 安全

東日本大震災を教訓とした地震・津波対策や浸水対策など自然災害への備えに加え、感染症の発生、危険物の流出など危機事象への対応を含めた総合的な危機管理体制を整備する必要があります。

また、市民・企業・行政が一体となって地球環境の保全に向けた活動を展開していく必要があります。

さらに、森林荒廃が進み、土砂崩壊防止などの森林の

多面的機能の低下が懸念されているため、市民共通の認識のもと多様な森林政策を推進していく必要があります。

これらのことから、災害や犯罪のない明るい社会を目指して、災害時等に対する体制整備やエネルギー対策、豊かな森づくりなどを推進し、市民が安全に暮らせるまちづくりを進めます。



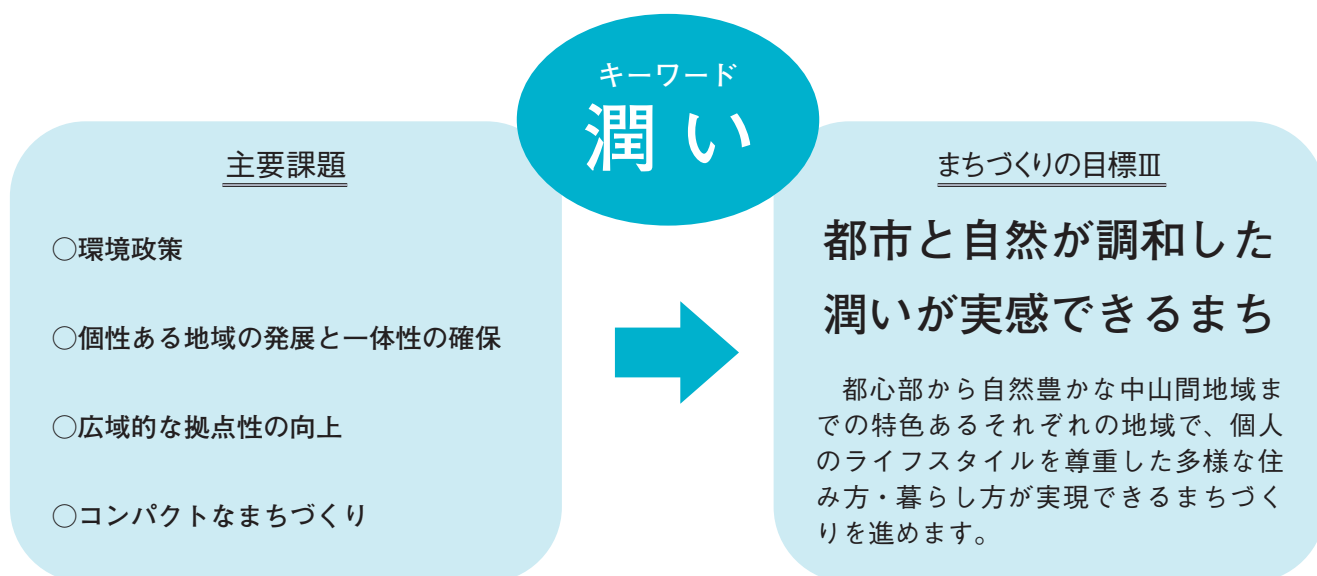
3 キーワード 潤い

海岸部から山岳地帯までの広大な市域のそれぞれの地域で受け継いできた歴史・伝統文化などを大切にしながら一体性を確保するとともに、国内外との交流人口の増加を図るため、街の顔となる富山駅周辺や中心市街地の拠点性を高める必要があります。

また、農山漁村環境と森林を保全しながら、市街地の

拡散に歯止めをかけ、持続可能なまちづくりを進める必要があります。

これらのことから、豊かな自然や地域の個性・特性を生かすとともに、都心部や地域の生活拠点地区での都市機能の整備と公共交通の充実を図るなど、都市と自然の調和による潤いが実感できるまちづくりを進めます。

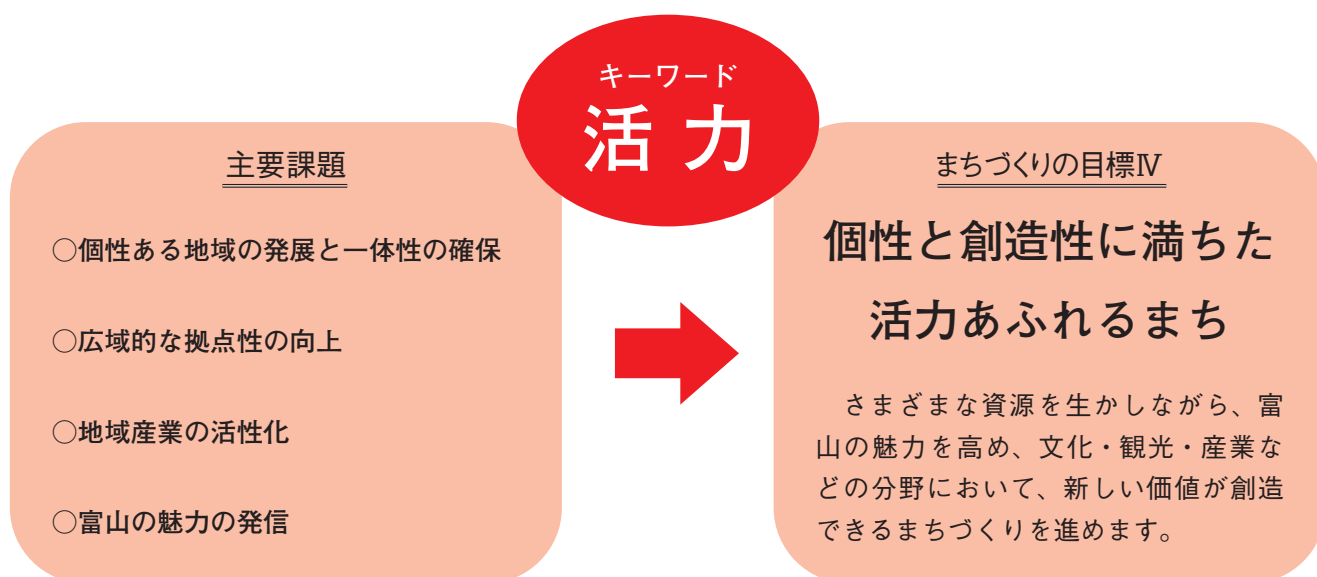


4 キーワード 活力

広域的な拠点性を高め、交流人口の増加による賑わいを創出しながら、商工業や農業、水産業などの基盤産業の発展を図り、さらに、企業立地の促進や新たな産業の育成にも努め、地域産業を活性化する必要があります。

また、豊かな自然環境や特産品、食文化、さらには、歴史・伝統文化など多様な資源を守り育てるとともに、国内外にその魅力を発信する必要があります。

これらのことから、北陸新幹線の開業を見据えて、多彩な資源を生かした観光の振興や基盤産業の担い手の確保、農林漁業・商工業・流通サービス業など産業間の連携や複合化の促進、新産業の育成などにより、本市が太平洋側や首都圏地域の代替機能を有することができるように、都市の活力を高めるまちづくりを進めます。



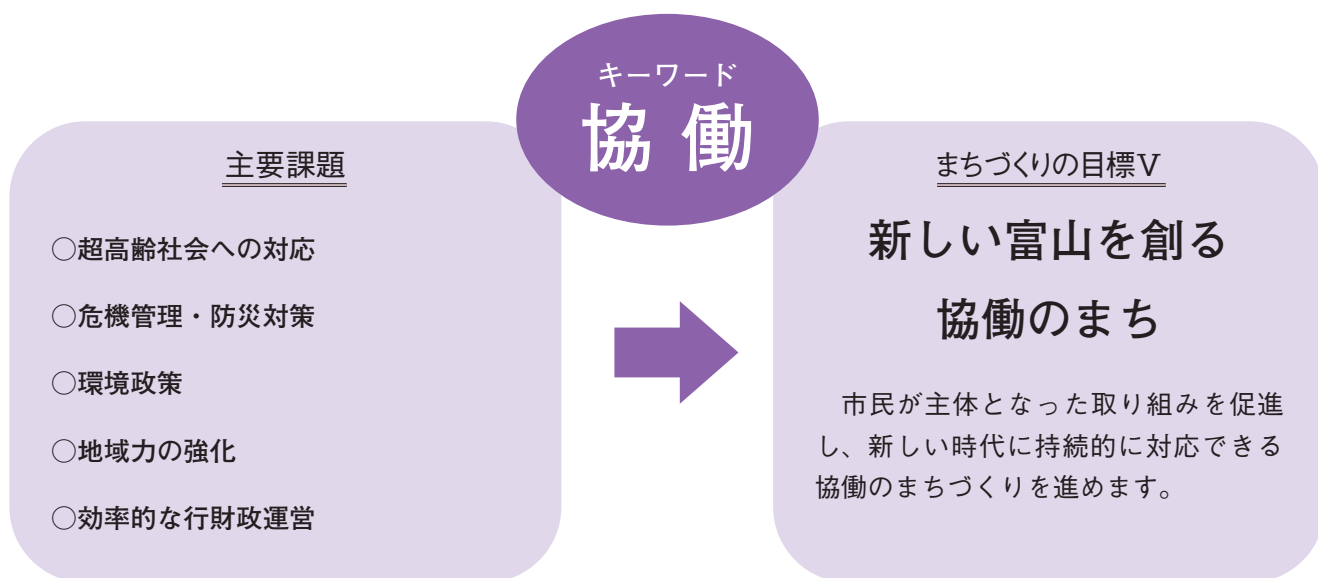
5 キーワード 協働

今後も、少子・超高齢社会が進行することが見込まれることや、東日本大震災の教訓を踏まえ、福祉・健康づくり・環境・防犯などさまざまな分野で市民と一体となった取り組みの推進が課題となっています。

一方では、財政の健全性を維持しつつ、成果を重視し

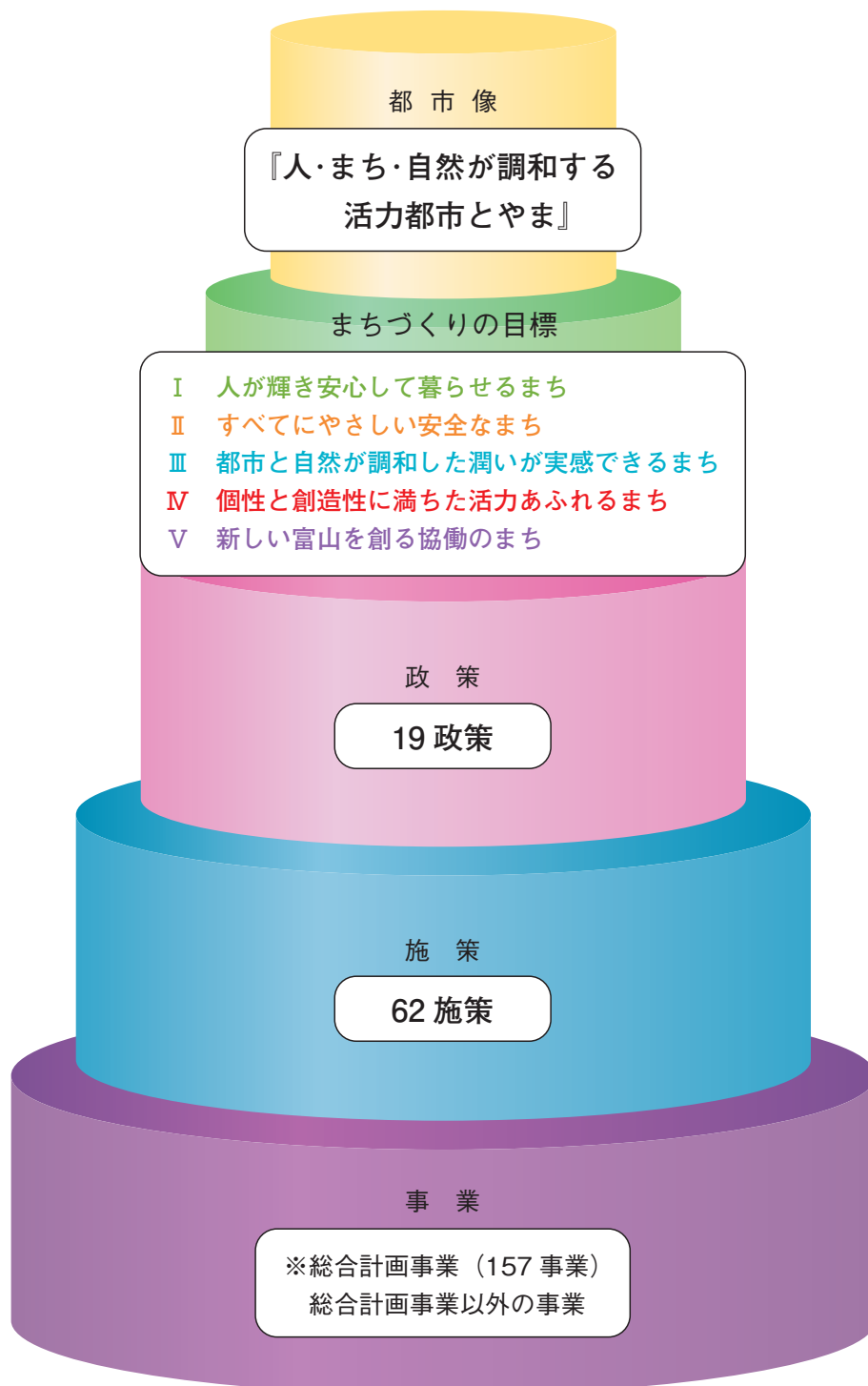
た効果的かつ効率的な行政運営を進めていく必要があります。

このことから、積極的に市政情報を公開し、情報の共有化を図り、市民が主体的に市政や各種活動に参画できる協働のまちづくりを進めます。



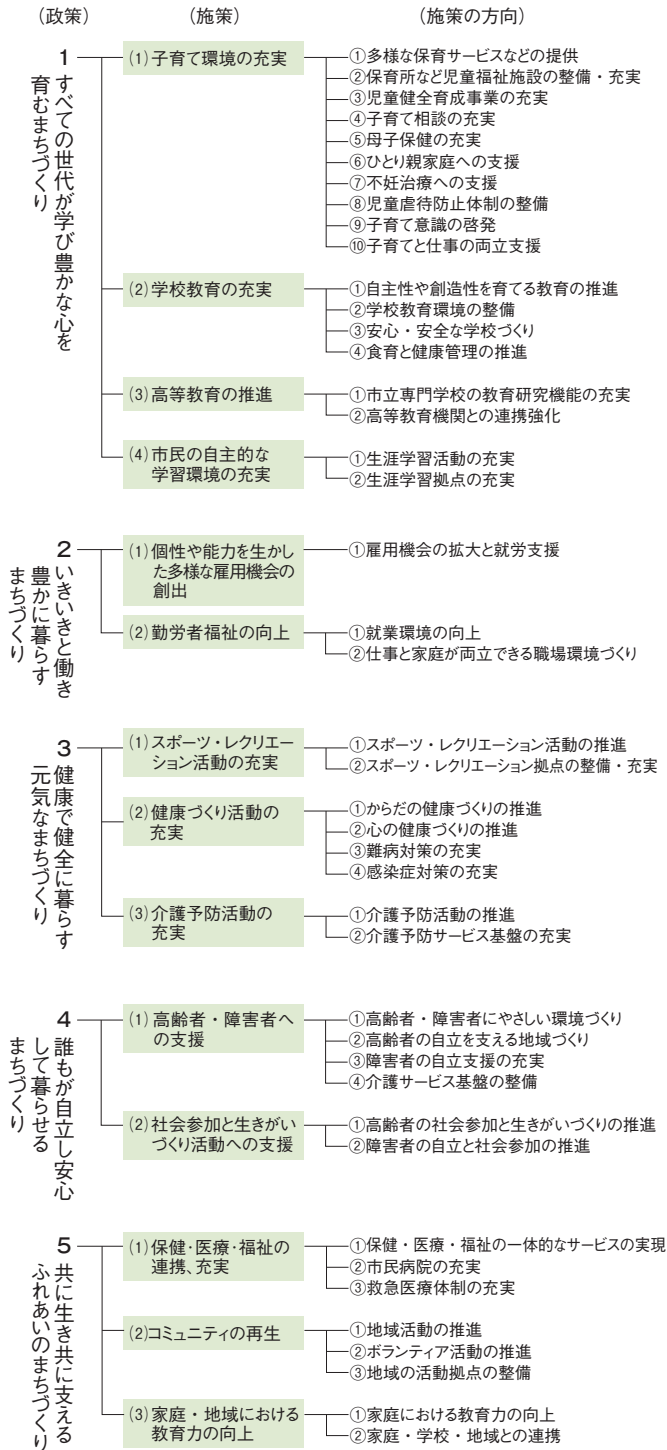
本市の目指す都市像『人・まち・自然が調和する 活力都市とやま』を実現するために、5つのまちづくりの目標を設定し、その下に体系的に施策及び総合計画事業を位置づけて目標を明確にした行政を進めます。

施策体系の階層構造

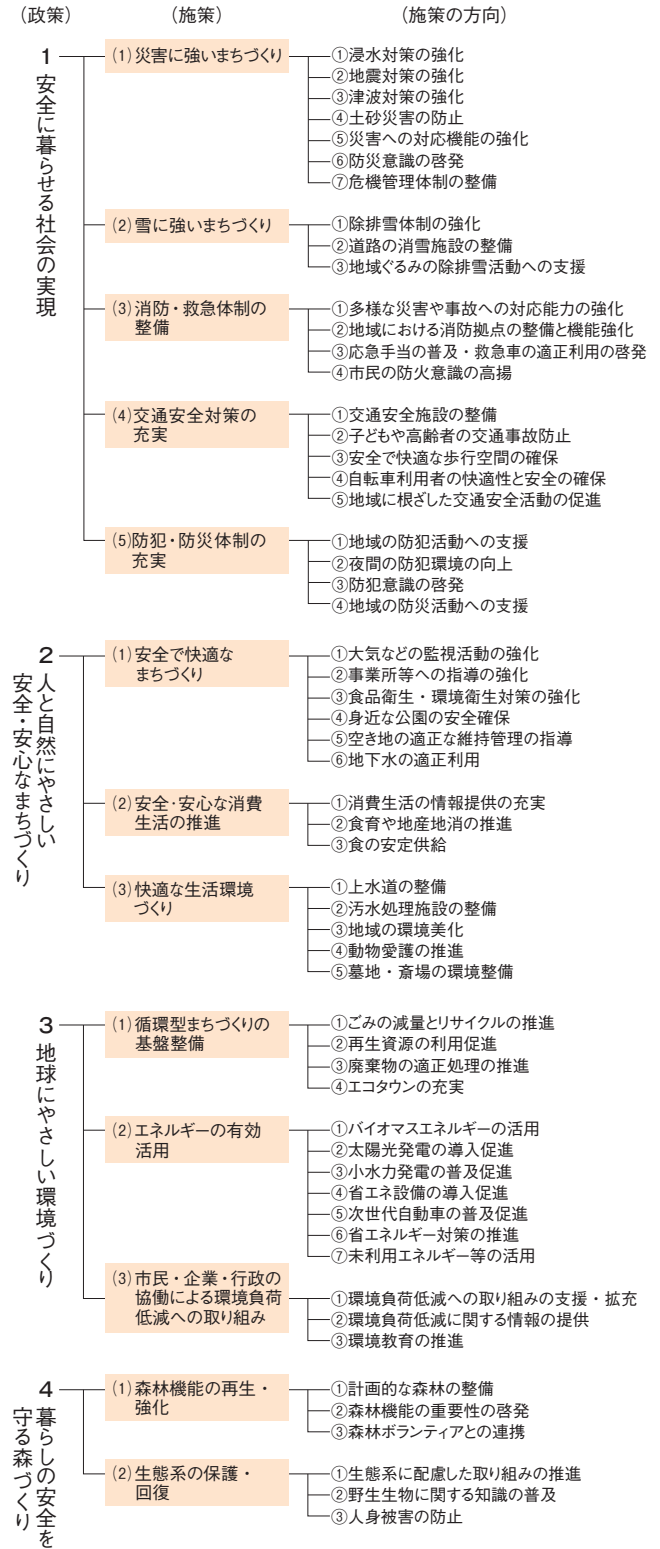


※総合計画事業 施策を実現するための事業のうち、特に計画的・積極的に推進する事業を総合計画事業と位置づけます。

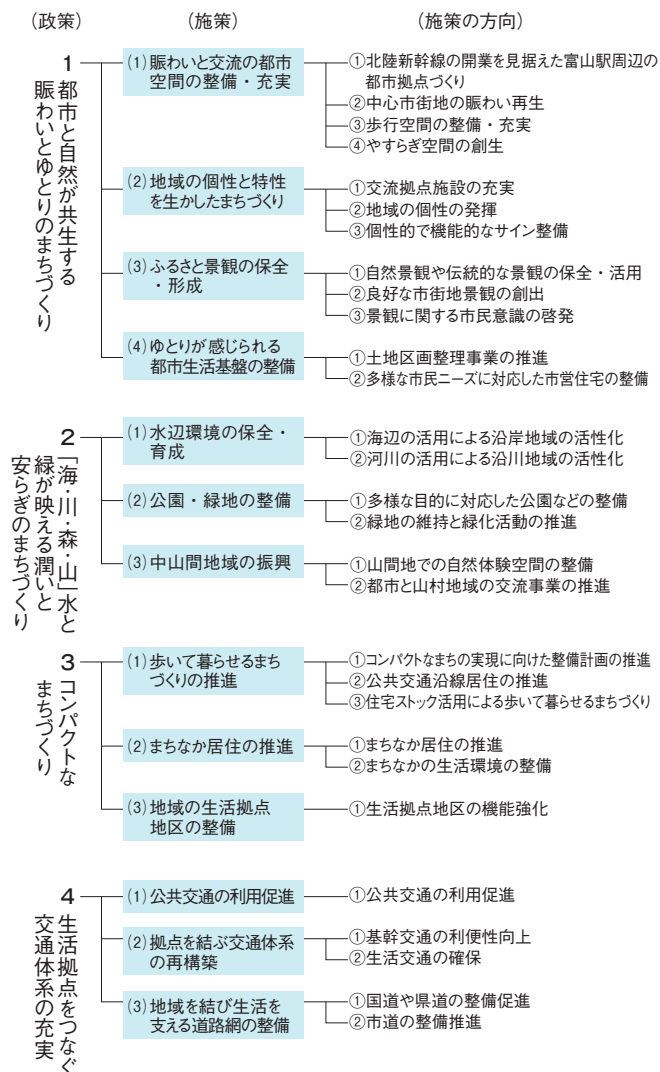
I 人が輝き安心して暮らせるまち



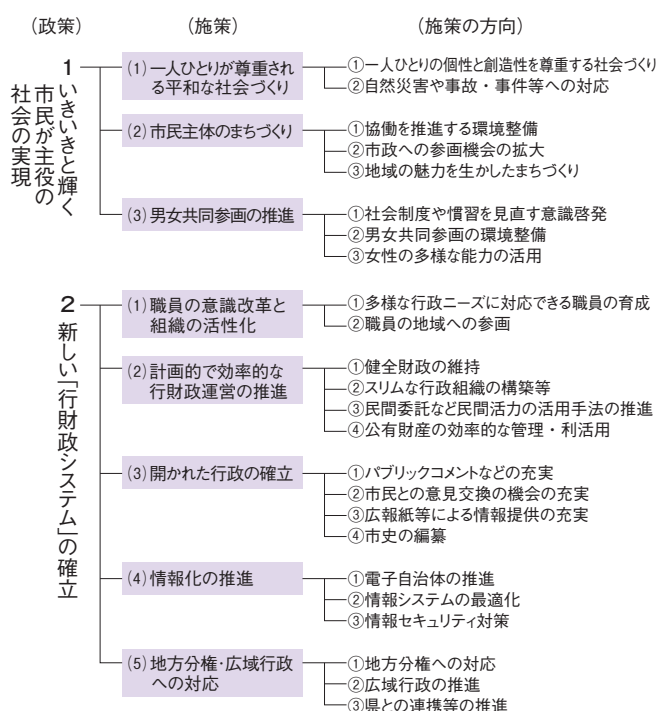
II すべてにやさしい安全なまち



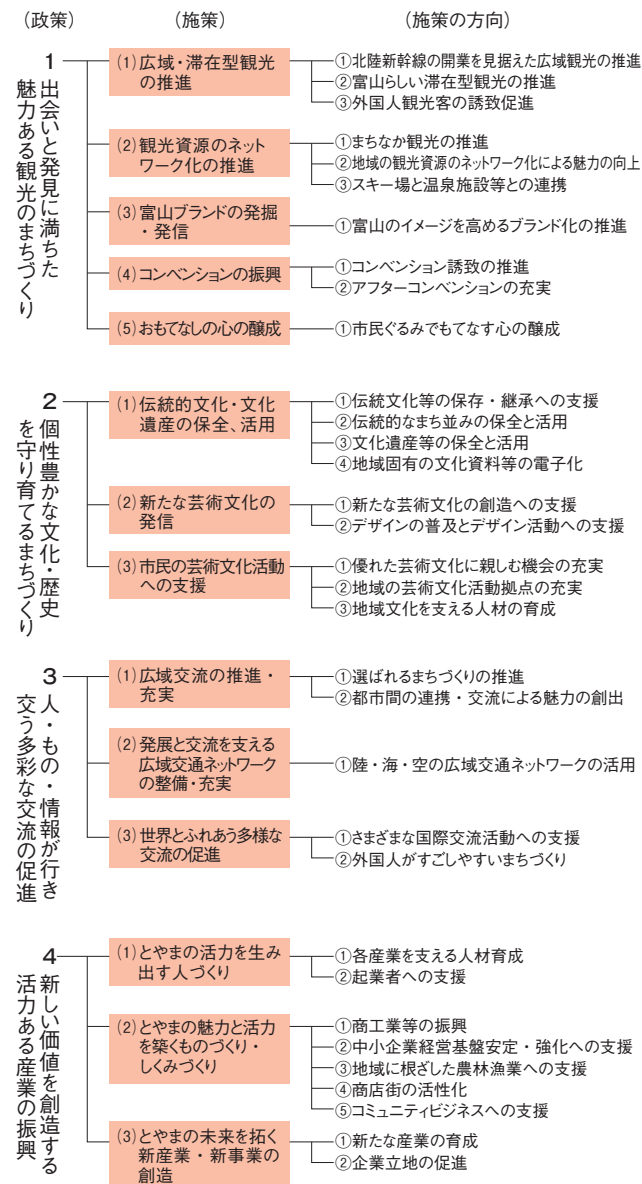
Ⅲ 都市と自然が調和した潤いが実感できるまち



Ⅴ 新しい富山を創る協働のまち



Ⅳ 個性と創造性に満ちた活力あふれるまち



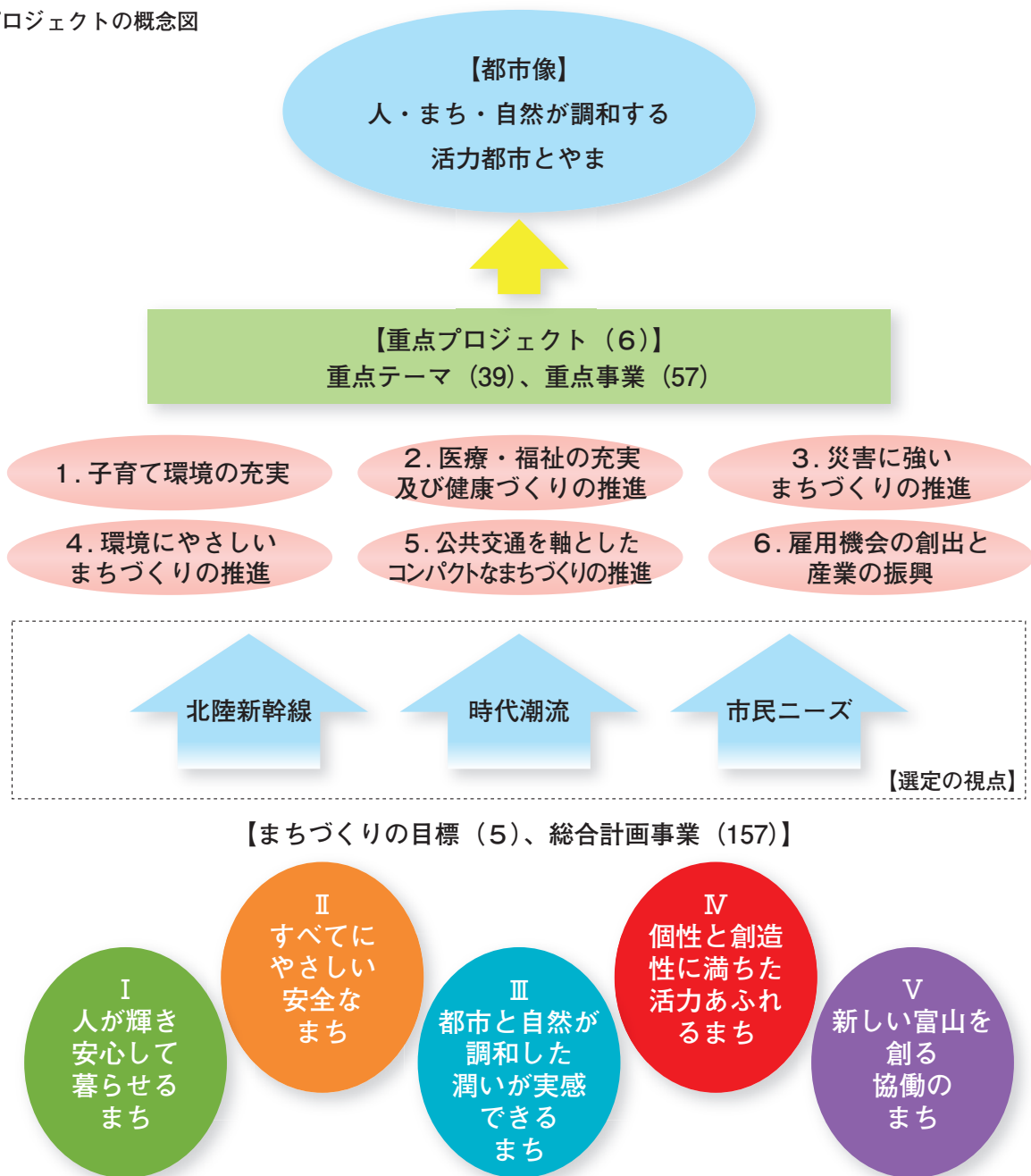
重点プロジェクトについて

【選定の視点】

本市の都市像である「人・まち・自然が調和する 活力都市とやま」の実現に向け、後期基本計画期間内に推進する取り組みのうち、次の視点により、特に優先的・重点的な取り組みを厳選し、新たに重点プロジェクトとして位置づける。

- ①北陸新幹線の開業を踏まえ、広域交流拠点都市の形成に寄与する事業
- ②時代潮流を踏まえ、緊急的かつ優先的な取り組みが必要である事業
- ③市民の関心が高く、強く求められている事業

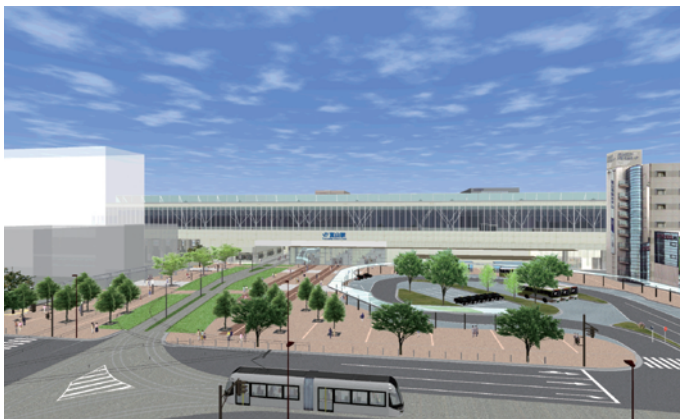
重点プロジェクトの概念図



重点プロジェクト一覧

重点プロジェクト	重点テーマ	重点事業	成果指標
1 子育て環境の充実 (8事業)	保育所など児童福祉施設の整備・充実	多機能保育所の整備 児童館の整備	○延長保育の実施率 ○病児・病後児保育（体調不良児対応型）の実施率 ○放課後児童健全育成事業の年間利用人数 ○地域児童健全育成事業の年間利用人数 ○ファミリー・サポート・センター会員の活動回数
	児童健全育成事業の充実	放課後児童健全育成事業 地域児童健全育成事業	
	子育てと仕事の両立支援	ファミリー・サポート・センター事業	
	学校教育環境の整備	校舎改築事業	
		大規模改造事業	
		屋内運動場建設事業	
2 医療・福祉の充実 及び 健康づくりの推進 (8事業)	スポーツ・レクリエーション拠点の整備・充実	体育施設整備事業	○成人のスポーツ実施率 ○意識的にからだを動かす市民の割合 ○壮年期者（40～64歳）の悪性新生物による死亡数 ○介護予防事業の改善効果のあった人数 ○障害者グループホーム・ケアホームの定員数
	からだの健康づくりの推進	健康づくり推進事業 がん検診事業	
	高齢者・障害者にやさしい環境づくり	地域優良賃貸住宅の整備	
	障害者の自立支援の充実	障害者グループホーム・ケアホームの整備	
	介護サービス基盤の整備	特別養護老人ホーム建設助成事業 地域密着型サービス等拠点整備事業	
	市民病院の充実	市民病院外来診療部門等整備事業	
3 災害に強い まちづくりの推進 (16事業 （うち再掲3事業））	学校教育環境の整備 (再掲)	校舎改築事業（再掲） 大規模改造事業（再掲） 屋内運動場建設事業（再掲）	○大雨に対して安全である地区の面積の割合 ○住宅の耐震化率 ○重要な橋梁の耐震化率 ○防災行政無線の整備率 ○水道管路の耐震化率 ○救急隊の現場到着時間 ○年間出火率 ○青果部・水産物部取扱金額
	浸水対策の強化	公共下水道（雨水）整備による浸水対策 浸水対策事業（雨水流出抑制） 火防水路改良事業	
	地震対策の強化	木造住宅耐震改修支援事業 富山市地域防災計画の見直し	
	津波対策の強化	漁港海岸保全施設整備事業 津波浸水予測図の作成	
	災害への対応機能の強化	信頼性の高い上水道導送配水システムの構築 橋梁保全事業 防災行政無線の整備	
	防災意識の啓発	自主防災組織育成事業	
	多様な災害や事故への対応能力の強化	消防救急無線デジタル化事業	
	地域における消防拠点の整備と機能強化	消防署等常備消防拠点整備事業	
4 環境にやさしい まちづくりの推進 (7事業)	自転車利用者の快適性と安全の確保	自転車利用環境整備事業	○ふるさと富山美化大作戦参加者数 ○市民1人1日当たりの一般廃棄物排出量 ○一般廃棄物のリサイクル率 ○産業廃棄物減量化・循環利用率 ○温室効果ガス排出量の削減割合 ○住宅用太陽光発電システム設置補助件数 ○省エネ設備設置補助件数
	ごみの減量とリサイクルの推進	ごみ減量化・資源化推進事業	
	バイオマスエネルギーの活用	森林バイオマス活用事業	
	太陽光発電の導入促進	太陽光発電システム導入補助事業	
	小水力発電の普及促進	小水力発電普及促進事業	
	省エネ設備の導入促進	省エネ設備等導入補助事業	
	未利用エネルギー等の活用	未利用エネルギー等導入検討事業	

重点プロジェクト	重点テーマ	重点事業	成果指標
5 公共交通を軸としたコンパクトなまちづくりの推進（15事業）	北陸新幹線の開業を見据えた富山駅周辺の都市拠点づくり	富山駅周辺地区南北一体的なまちづくり事業	○富山駅周辺地区の歩行者数 ○中心商業地区の歩行者数 ○公共交通利用者数 ○総人口に占める公共交通が便利な地域に居住する人口の割合 ○中心市街地の居住人口の社会増加 ○地域の生活拠点地区の整備に対し満足・ほぼ満足と感じる市民の割合
		路面電車の南北接続事業	
		富山駅周辺地区土地区画整理事業	
	中心市街地の賑わい再生	新規出店サポート事業	
		おでかけ定期券事業	
		西町南地区複合施設整備事業	
	コンパクトなまちの実現に向けた整備計画の推進	コンパクトなまちづくり推進事業	
	公共交通沿線居住の推進	公共交通沿線居住推進事業	
	住宅ストック活用による歩いて暮らせるまちづくり	住宅ストック活用推進事業	
	まちなか居住の推進	まちなか居住推進事業	
	公共交通の利用促進	公共交通利用促進啓発事業	
	基幹交通の利便性向上	バス交通維持活性化支援事業	
		鉄軌道維持活性化事業	
6 雇用機会の創出と産業の振興（7事業（うち再掲1事業））	生活交通の確保	コミュニティバスの運行・地域自主運行バスへの支援	○県内高校出身の大学生のUターン就職率 ○観光庁観光客入込統計調査による宿泊者数 ○コンベンション開催数及び参加者数 ○製造品出荷額等 ○認定農業者等が占める経営面積比率 ○事業所の新規開業率 ○新規事業所開設による雇用者数 ○企業団地への入居率
	新たな芸術文化の創造への支援	ガラスの街づくり事業	
	子育てと仕事の両立支援（再掲）	ファミリー・サポート・センター事業（再掲）	
	スキー場と温泉施設等との連携	立山山麓活性化事業	
	富山のイメージを高めるブランド化の推進	くすり関連施設整備事業	
	各産業を支える人材育成	担い手総合支援事業	
	地域に根ざした農林漁業への支援	富山とれたてネットワーク事業 農商工連携推進事業	
総合計画事業に占める重点事業の割合	企業立地の促進	企業団地造成事業	57（重点事業）／157（総合計画事業）＝36.3%



富山駅南口の整備イメージ図



ガラス美術館や図書館本館が入居する再開発ビルの完成イメージ図

第1節 土地利用の基本方針

1 土地利用の考え方

本市の土地利用については、これまでの形態を尊重しつつ、都市的な土地利用と農業・自然的な土地利用の調和を基本として、市街地ゾーン、田園環境共生ゾーン、自然環境共生ゾーン、自然環境保全ゾーンの4つの区分を定めます。また、市街地ゾーンについては、主要な用途である商業系、産業系、住宅系に区分して土地利用を進めます。

2 土地利用の将来像

(1) 市街地ゾーン

①商業系土地利用

本市の都心及び婦中地域の速星駅周辺では広域的な商業地が形成され、地域生活拠点を中心とした地域ではそれぞれに核となる商業地が形成されています。また、幹線道路などの沿道でも商業立地が進行しています。

商業系の土地利用は、広域的な商業機能の一層の充実を図るとともに、地域生活拠点のうち、地域の商業核となっている地区においては、生活に身近な商業機能の充実を図ります。また、沿道での商業立地は、広域的な商業機能及び地域的な商業機能の集積に影響を及ぼさない業種・業態を基本とします。

このため、商業系の土地利用は、広域的な商業地や地域的な商業地の配置を推進するとともに、沿道での商業立地の適正化を図ります。

②産業系土地利用

富山地域の臨海部及び神通川沿いなどのほか、速星駅周辺（婦中）、富山八尾中核工業団地、中大久保企業団地（大沢野）などに工業機能が集積しています。また、流通業務機能の拠点として、富山問屋センターや地方卸売市場等があります。

産業系の土地利用は、既存の工場や新たな工業用地については、周辺環境と調和のとれた生産環境の形成を図るとともに、交通アクセスや労働力の確保等に配慮した適切な配置誘導を推進します。また、富山問屋センター、並びに地方卸売市場及びその周辺等の流通業務地区については、流通業務に関連する事務所、店舗等の集積を図ります。

このため、産業系の土地利用は、産業・経済に寄与する工業地区及び、生産や消費を支える流通業務地区とし

て、生産性や利便性など地域の特性を生かした産業拠点を推進します。

③住宅系土地利用

都心地区周辺は、商業機能等と共存した利便性の高い住宅市街地が形成されています。また、富山地域の郊外部及び大沢野地域・大山地域・八尾地域・婦中地域では戸建住宅を主体とする住宅地が形成されています。交通便利性の高い沿道や工業集積地の周辺では、商業系や工業系の土地利用と住宅とが複合しています。

住宅系土地利用では、戸建住宅を中心とした低層住宅地や周辺と調和のとれた中高層住宅地において、良好な住環境の保全・創出を図ります。また、住宅を主体としつつ、身近な商業等の利便性を享受できる住環境の形成を図ります。さらに、商業機能や工業機能と複合している住宅地では、住宅と諸機能が調和した住環境の形成を図ります。

このため、住宅系の土地利用は、専ら住宅を主体とする住宅地や、商業等の生活利便施設を許容する住宅地、商業機能や産業機能を主体として住宅と複合する地区など、地域の特性を生かした配置を行うとともに、鉄軌道や運行頻度が高いバス路線の沿線に居住人口等の集積を図ります。

(2) 田園環境共生ゾーン

神通川、常願寺川中流域は、主として農用地としての利用がなされており、集落や住宅団地、工業団地が点在しています。

田園環境共生ゾーンでは、平坦部に広がる農用地について、水循環や景観などの公益的機能の維持・充実を図るとともに、集落では、良好な環境の形成を図ります。

このため、田園環境共生ゾーンでは、まとまりのある農用地の保全及び集落機能の維持を基本とし、住宅団地や工業団地は、地域の活性化の観点からその機能を確保し適正な土地利用の誘導を図ります。

(3) 自然環境共生ゾーン

丘陵性の地形の中山間地域は、川沿いや道路等の交通網沿いに農地・集落が点在しています。

自然環境共生ゾーンでは、農地・集落が空間的に一体となって、水循環や景観などの公益的機能を果たしてお

り、その機能の維持・充実を図ります。

このため、自然環境共生ゾーンは、中山間地域の農地を保全し、集落機能の維持を図ります。

（４） 自然環境保全ゾーン

山間部は、主として森林としての利用がなされ、中部山岳国立公園や有峰県立自然公園、白木水無県立自然公

園、神通峡県定公園に指定されており、優れた自然環境や景観を有しており、水源地帯としても重要です。

自然環境保全ゾーンでは、丘陵及び山間部の森林を維持しながら、水源の涵養機能や貴重な自然の保全を図ります。

このため、自然環境保全ゾーンは、自然度の高い山間部等も含めて、良好な自然環境・景観を保全します。

第2節 都市構造形成の基本方針

本市は、これまで、人口の増加とともに薄く広がった拡散型の市街地を形成してきました。

今後は、人口減少と少子・超高齢社会の本格的な到来を見据え、健康・医療・福祉との連携や、農山村部の集落機能の維持など地域特性にも配慮しながら、各地域のストックを生かした、拠点集中型のコンパクトなまちづくりを目指し、次のような方針で都市構造を形成していきます。

1 拠点の形成と都市構造の将来像

（１） 都心と地域生活拠点の形成

本市が、コンパクトなまちづくりを進めていくためには、これまでのような市街地の拡大傾向を抑制するとともに、既成市街地への都市機能の集約を図ることが必要です。

また、都市機能の集約にあたっては、本市の顔となる

中心的な拠点を「都心」と位置付けるとともに、市域を複数の地域生活圏に分割し、地域住民の日常的な生活に必要な機能が備わっている拠点を「地域生活拠点」と位置付けます。

（２） 地域生活圏の区分

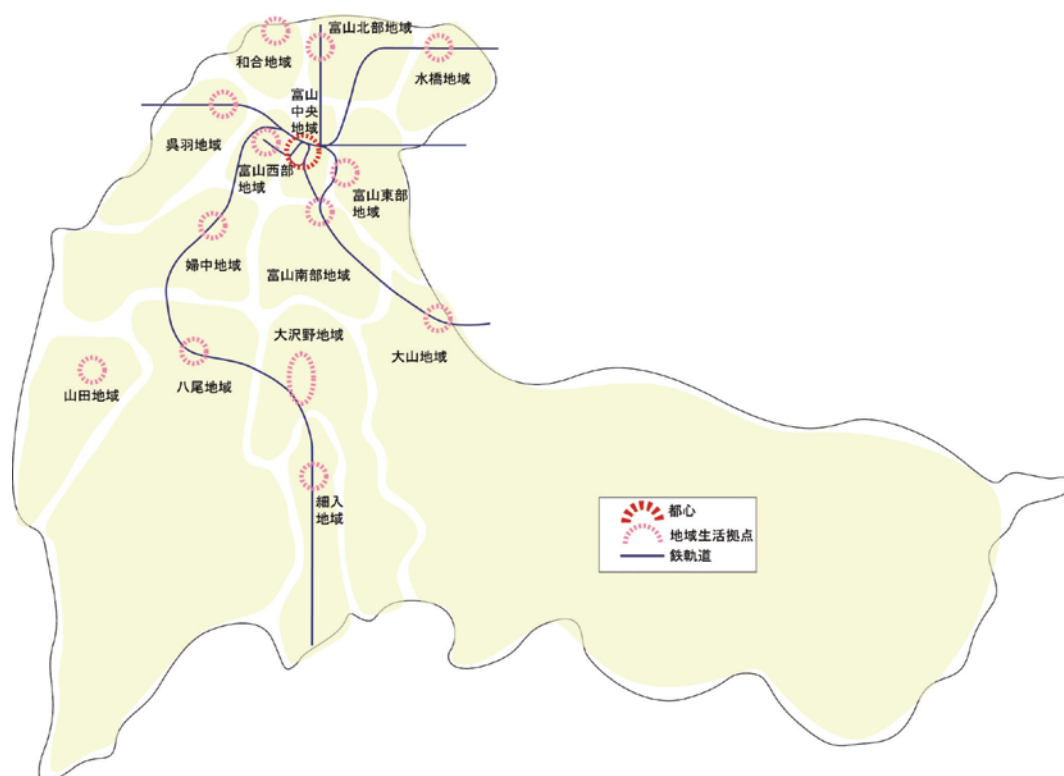
地域生活拠点を中心に、地理的・歴史的なつながりをもった、まとまりのある地域を、地域生活圏と位置付けます。

富山地域では、河川等の地形や小中学校区などを考慮し、8つの地域生活圏に区分するとともに、大沢野地域、大山地域、八尾地域、婦中地域、山田地域、細入地域は、それぞれ1つの地域生活圏として区分します。

（３） 都市構造の将来像

地域生活圏ごとに、それぞれの地域特性や地域資源を

都心及び地域生活拠点



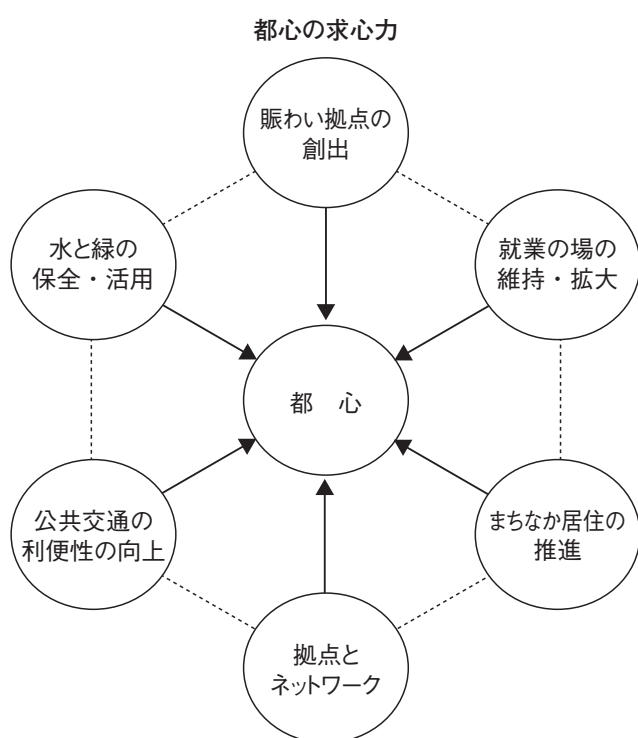
生かした魅力や質を高めるまちづくりを進めます。また、都心と地域生活拠点、地域生活拠点間を結ぶ公共交通の機能の維持・向上を軸とした、歩いて暮らせるまちづくりを推進します。都心と各地域生活拠点が有機的に連携することにより、市域全体として均衡のとれた都市構造を目指します。

また、本市の川上から川下までのさまざまな地域の特性を踏まえ、山・川・海など自然環境との調和を図るとともに、自然とまちと人間が共生した自然を守り、育てるまちづくりを目指します。

2 都心整備の基本方針

本市の都心は、商業、業務などの都市活動の面で、県都としての役割や広域中枢の拠点としての役割を担っています。

このため、都心が本市の顔として、また、地域文化を醸成する場所として発展していくためには、多様な人びとで賑わう魅力あるまちづくりが必要です。



(1) 賑わい拠点の創出

人が集い、社会的、文化的活動が活発に行われ、都市活動の中心となるとともに、市全体がより活力ある地域経済社会を確立していく拠点として、魅力と活力を創出する市の「顔」にふさわしい都心を形成する。

(2) 就業の場の維持・拡大

都心は働く場所が集中していることによって、求心性を維持しています。このため、商業・業務機能の集積による就業の場の維持・拡大を図ります。

(3) まちなか居住の推進

都心の賑わいや活動の基となる定住人口を増加させるため、積極的にまちなか居住の推進を図ります。

また、市街地再開発事業などにより都心型住宅の整備を図るとともに、生活利便施設の併設など、都心居住者に対する生活サービスの充実を図ります。

(4) 拠点とネットワーク

市街地再開発事業などの動きを支援し、整備を円滑に進めるために、個別の市街地再開発を「拠点」、それらを連絡する道路などを「ネットワーク」と捉えたまちづくりを進め、都心全体の機能・空間の質を高めていきます。

(5) 公共交通の利便性の向上

都心の魅力である充実した交通基盤を生かした公共交通の活性化により、都心への来街者にとっての利便性の向上を図るとともに、居住者にとっても暮らしやすい都心を形成します。

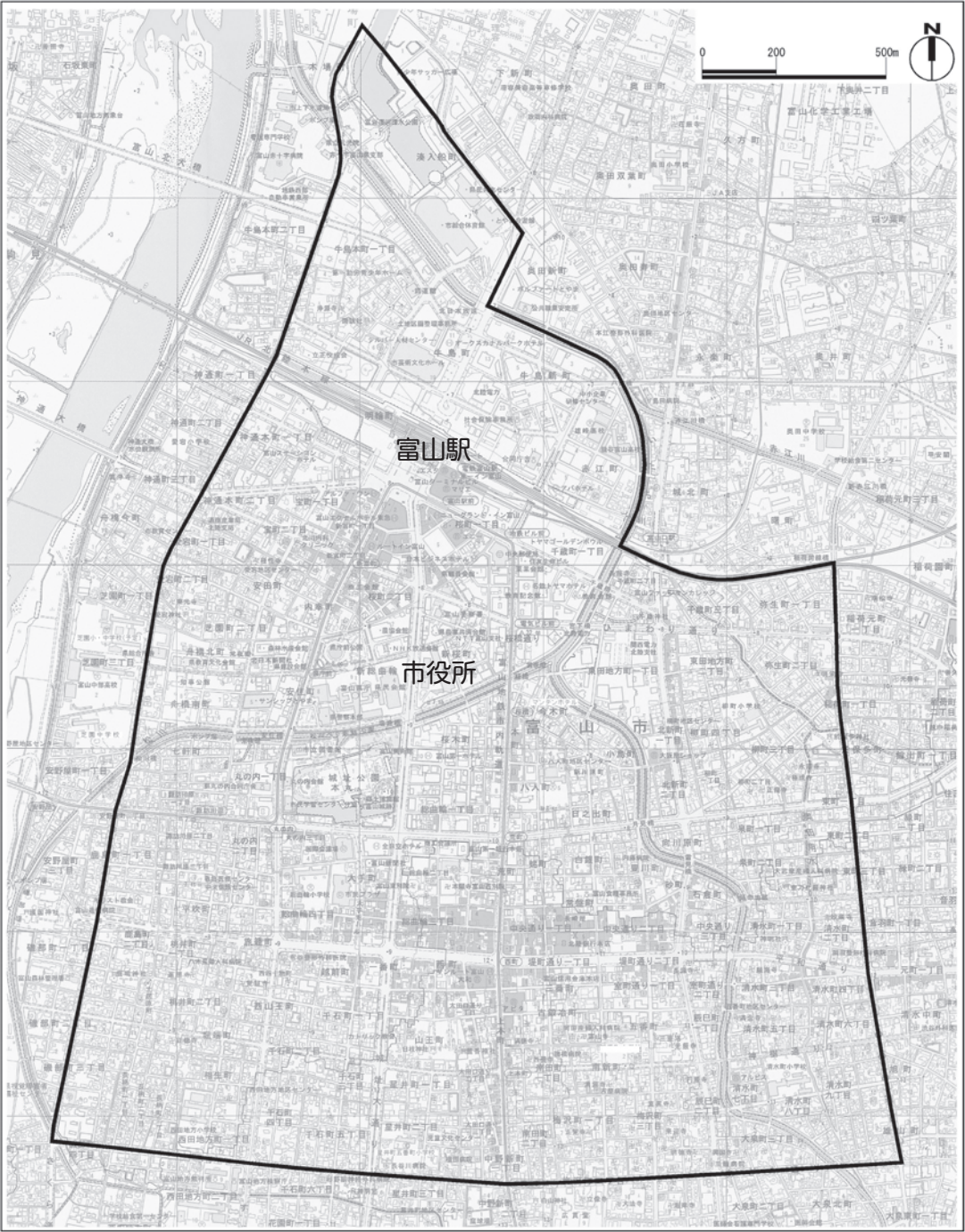
(6) 水と緑の保全・活用

立山連峰、富山湾、神通川、呉羽丘陵など、どこからでも自然が感じられることが、本市の特質です。

都心においても、松川、いたち川、富岩運河環水公園などの水辺空間が整備されており、城址大通りには豊かな街路樹が育てられています。

このような自然環境を大切に保存していくとともに、より積極的に水と緑の環境を享受できるような場所を形成します。

都心地区の範囲



※都心地区は、東側をしののめ通り、西側をけやき通り、南側をあざみ通り、北側をいたち川・富岩運河舟溜りで囲まれる面積約436haの地区とします。

第3節 交通体系の整備方針

県都としての発展を見据え、道路・鉄道・空路等のさまざまな交通手段が選択できる総合的な交通体系の確保に努めます。

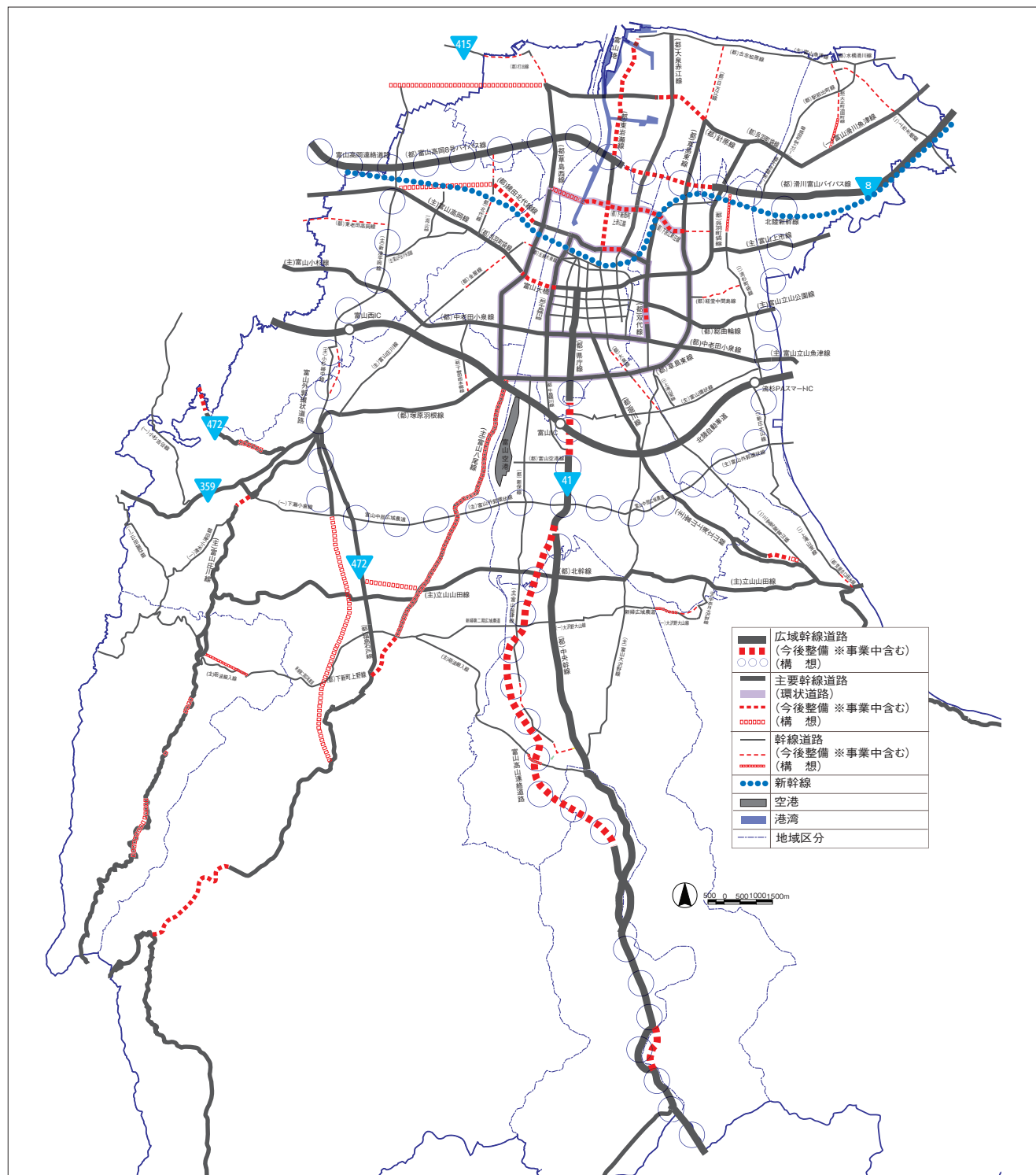
道路については、北陸自動車道及びその他の国道からなる広域幹線道路や、都心と地域生活圏を結ぶ放射状道路、都心への過度な自動車流入を抑制する環状道路、東西の地域間を連絡する道路などの主要幹線道路による都

市の骨格となる道路網の形成に努めます。

また、公共交通としては、鉄軌道や都心と地域生活拠点を結ぶバス路線などの確保に努めるとともに、利便性の維持・向上を図ります。

さらに、国内外との広範な交流を展開する上で重要な基盤である新幹線、空港、港湾といった広域交通施設の整備・充実を促進します。

富山市都市計画総括図



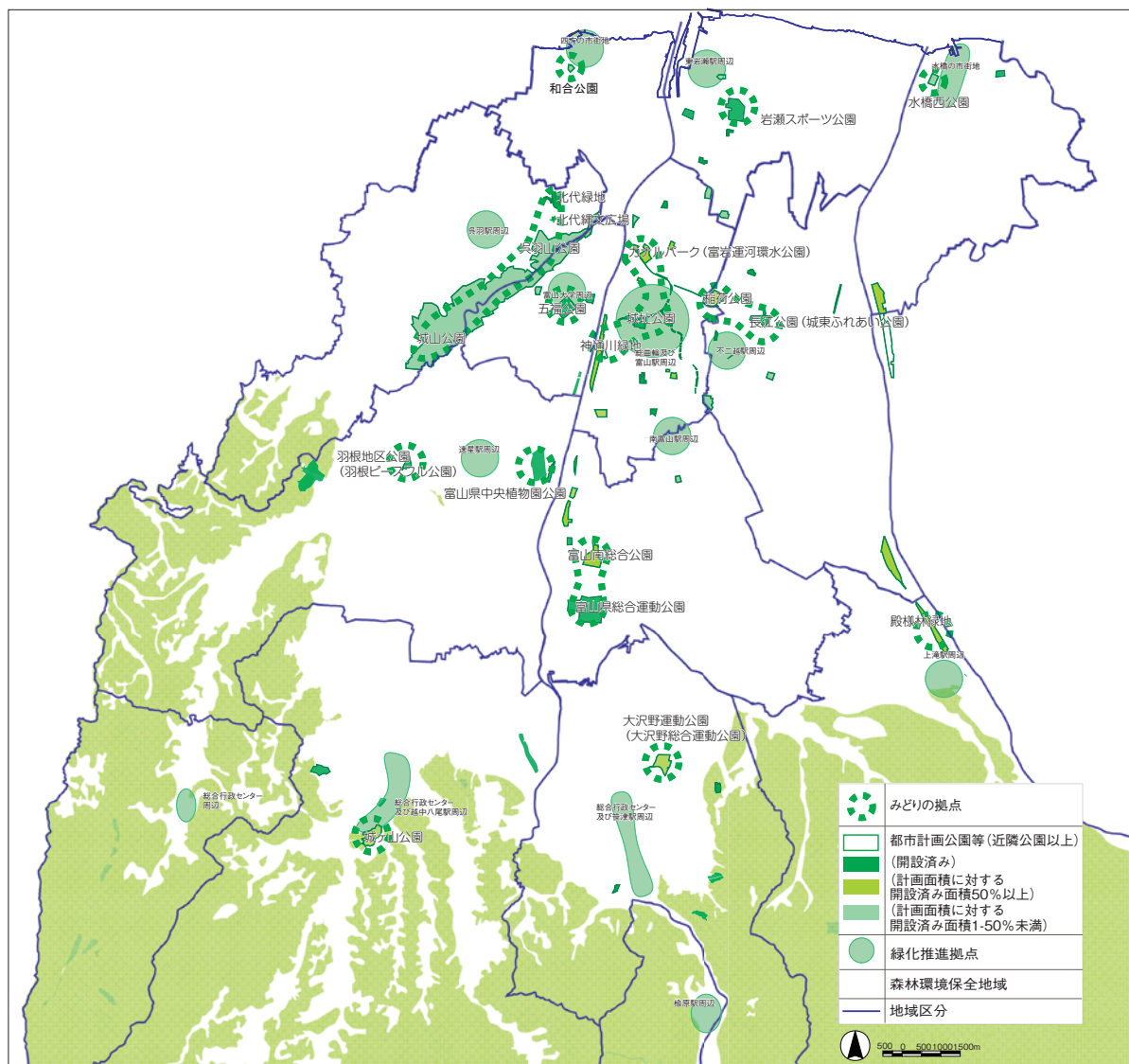
第4節 水と緑の整備方針

本市は、南部の山々を源とした神通川と常願寺川の二大河川を有しており、これらは中山間地域や田園地帯などを潤し、良好な水辺環境を形成しながら海へと注いでいます。この水辺環境を大切な自然資源として保全していくよう努めます。

また、地域住民のレクリエーションや災害時の避難場

所など多様な機能をもつ総合公園や運動公園などを、地域の特性を生かした緑の拠点として設定するとともに、子どもから高齢者まで誰もが気軽に憩い楽しむことができる身近な公園・緑地の配置に努めます。

さらに、街路樹の植栽や公共施設の緑化を進め、潤いのある都市環境の創出を図ります。



第1節 協働によるまちづくり

これまで地域社会を支えてきた地域への愛着心、仲間意識、相互扶助意識などの連帯意識が、価値観や生活様式の多様化に伴い希薄化しており、さらに今後進展する人口減少や高齢化により地域活動を担う人材の確保が困難となることが懸念されています。

東日本大震災では、安全、安心な暮らしの確保はもとより、地域での支え合いや絆などがいかに大切なものであるかについて、改めて考えさせられました。

このことから、地域活動を担う新しい仕組みづくりが重要となっており、市民と行政が適切に役割分担を行い、時代に対応した協働の仕組みを構築していく必要があります。

また、超高齢社会の福祉・医療のあり方を考えるうえで、

今後の取り組みの一つとして、ソーシャルビジネスやコミュニティビジネスによる公益性のある社会経済活動を支援し、コミュニティ活動を介した都市政策と地域福祉・地域医療との連携により、ユニバーサルデザインに配慮した都市を創出し、人々の交流促進によるコミュニティの形成や高齢者等の社会参画、さらには健康増進を図ることが可能になると考えています。

本計画では、施策ごとに行政が取り組む事項を「施策の方向」としてまとめるとともに、「市民に期待する役割」を示すことにより、市政への市民参画を促し、市民と行政による協働のまちづくりを目指すこととしています。

第2節 成果重視のまちづくり

地方自治体の財政状況が一層厳しくなる中で、人材・施設・財源などの資源をどのように活用して、いかに大きな効果をあげるかが課題となっています。

このため、地域の現状を的確に把握し、限られた資源をどのように活用し、配分するかという、選択と集中を徹底していかなければなりません。

このことから、今後の行政運営では、「どれだけの行政サービスを提供したか」ではなく、「行政サービスの提供により市民生活にどのような効果があったか」を重視す

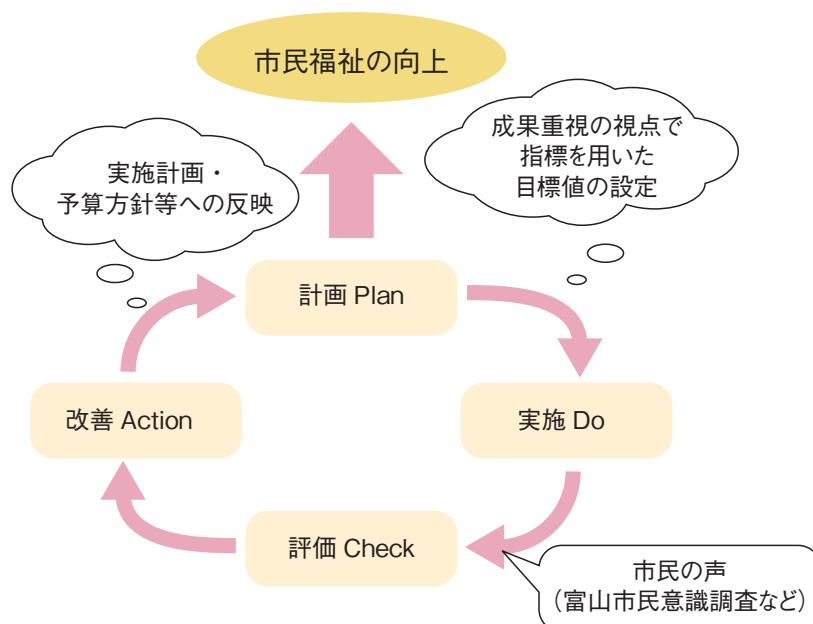
ることが求められています。

本計画では、各施策の具体的な取り組み方向と合わせて、施策を実施することによって得られる成果を表す指標（数値）を示すことにより、施策の目標を明確にすることとしています。

さらに、計画実施過程では、市民意識調査をはじめとした各種の調査などにより施策の効果の把握に努め、必要に応じて計画内容の見直しを図るなど、成果を重視したまちづくりを推進していくこととしています。

行政マネジメントサイクルのイメージ図

一つの施策の中で、Plan（計画）から始まり、Do（実施）→Check（評価）→Action（改善）→Plan（計画）へと行政マネジメントサイクルを進めていきます。このPDCAサイクルを繰り返すことにより、より効果的で効率的な執行方法へと改善し、さらなる市民福祉の向上を図っていきます。



1 まちづくりの目標別の事業費

後期基本計画期間における事業費は、159,149百万円程度と見込んでいます。

2 事業費の性格

事業費の額は、後期基本計画期間において、市が支出する経費の概算を示すものです。また、この事業費は、行政需要の推移や国・県の施策の動向、市の財政事情などにより変動します。

このことから、事業費はそれぞれの計画項目に関する市の財政措置の一応の目安として算定したものです。

なお、事業費の額は、計画期間中の価格変動は見込まないものとしています。

後期基本計画における事業費

(百万円)

まちづくりの目標	平成24～28年度 事業費	事業費内訳	
		一般会計分	特別・企業会計分
I 人が輝き安心して暮らせるまち	40,813	40,479	334
II すべてにやさしい安全なまち	56,589	15,248	41,341
III 都市と自然が調和した潤いが実感できるまち	48,779	48,779	0
IV 個性と創造性に満ちた活力あふれるまち	12,719	8,384	4,335
V 新しい富山を創る協働のまち	249	249	0
計	159,149	113,139	46,010

3 財政規模の試算

まちづくりの目標別事業費算出の前提となる後期基本計画期間の財政見通しは、次のとおりです。

なお、この財政見通しでは、税制や地方財政対策、社会保障制度など、今後の制度改正等が不明確なものは、現行制度が継続するものとして試算しています。

また、本市の収入の大宗を占める市税については、平成24年度見込額を基準として年平均0.5%程度の伸び率を想定しました。

財政見通し（一般会計）

(百万円、%)

		平成24～ 28年度 合計額	構成比
歳入	一 般 財 源	499,598	59.4
	う ち 市 税	354,315	42.1
	うち地方交付税	108,894	12.9
	国・県支出金	149,387	17.8
	市 債	119,965	14.2
	うち臨時財政対策債	38,190	4.5
	そ の 他 歳 入	72,164	8.6
	歳 入 合 計	841,114	100.0
歳出	義 務 的 経 費	387,405	46.1
	う ち 人 件 費	138,718	16.5
	う ち 扶 助 費	127,187	15.1
	う ち 公 債 費	121,500	14.5
	投 資 的 経 費	126,063	15.0
	そ の 他 経 費	327,646	38.9
	歳 出 合 計	841,114	100.0